令和７年10月14日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

総務企画委員会記録

（ 第 ２ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第２号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年10月14日（火曜日）
開　会　午前10時１分
散　会　午後５時26分
場　所　第７委員会室

本日の委員会に付した事件

１　令和７年第５回議会認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について（企画部、出納事務局、公安委員会、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局所管分）
２　決算調査報告書記載内容等について

出　席　委　員

委員長	西　銘　啓史郎			
副委員長	高　橋　　真			
委　員	宮　里　洋　史	徳　田　将　仁	島　尻　忠　明	呉　屋　　宏
	島　袋　　大	幸　喜　　愛	玉　城　健一郎	仲宗根　　悟
	渡久地　　修	当　山　勝　利	大　田　　守	

欠　席　委　員

なし

説明のため出席した者の職、氏名

企画部長	武　田　　真
企画調整課長	高　嶺　力　志
交通政策課長	平　良　秀　春
交通政策課副参事	金　城　幸　樹
交通政策課公共交通推進室長	仲　吉　朝　尚
交通政策課班長	新　城　裕　也
交通政策課主幹	神　里　長次郎
県土・跡地利用対策課長	城　間　直　樹
県土・跡地利用対策課跡地利用推進監	伊良部　孝　一
統計課長	金　村　禎　和
科学技術振興課長	寺　本　美　幸
デジタル社会推進課長	大　城　博　人
情報基盤整備課長	大　嶺　　寛
地域・離島課長	島　袋　秀　樹
会計管理者	友　利　公　子
会計課長	仲　間　秀　美
物品管理課長	奥　野　英　明

警察本部長	小　堀　龍一郎
警務部長	田　中　真　実
会計課長	林　　英　輔
生活安全部長	垣　花　　聡
人身安全対策課長	島　袋　貴　男
地域部長	親　川　直　樹
交通部長	山　内　敏　雄
交通規制課長	東　濵　貴　大
監査委員事務局長	山　田　みさよ
人事委員会事務局長	森　田　崇　史
総務課長	玉　寄　こずえ
議会事務局長	平　田　正　志

○西銘啓史郎委員長　ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、企画部長、会計管理者、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長の出席を求めております。

まず初めに、「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和７年第５回議会認定第１号の決算の調査を議題といたします。

それでは企画部長から企画部関係決算事項の概要説明を求めます。

○武田真企画部長　おはようございます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは企画部関係の令和６年度歳入歳出決算説明資料について御説明いたします。

３ページでございます。

企画部は一般会計のみとなっております。

所管の歳入の決算総額は、予算現額の（Ａ）欄333億7133万401円に対し、調定額（Ｂ）欄309億1016万8381円、収入済額（Ｃ）欄309億958万9181円、不納欠損額（Ｄ）欄は０円、収入未済額（Ｅ）欄57万9200円となっております。

款ごとに御説明いたします。

（款）使用料及び手数料は、予算現額532万3000円、調定額244万5316円で同額収入済みでございます。これは主に行政財産使用許可に係る使用料収入であります。

（款）国庫支出金は、予算現額288億4413万401円、調定額264億8653万4556円で同額収入済みであります。

これは主に、（項）国庫補助金の沖縄振興特別推進交付金や、（項）委託金の衆議院議員総選挙費であります。

（款）財産収入は予算現額３億647万3000円、調定額３億5567万6375円で同額収入済みでございます。財産収入の主なものは、（項）財産運用収入（目）財産貸付収入における沖縄県特定駐留軍用地等内土地貸付料であります。

４ページをお願いいたします。

（款）繰入金は予算現額13億613万6000円、調定額12億9796万8269円で同額収入済みでございます。これは主に沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金からの繰入れであります。

（款）諸収入は、予算現額５億7926万8000円、調定額６億3974万3865円で、収入済額６億3916万4665円で、収入未済額57万9200円となっております。諸収入の主なものは、（項）貸付金元利収入の地域総合整備資金貸付金元利収入であります。

収入未済額は、（項）雑入（目）雑入の沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業の交付決定取消しに係る返還金であります。

（款）県債は、予算現額23億3000万円、調定額21億2780万円で、同額収入済みであります。これは主に、地域総合整備資金貸付事業等に係る県債であります。

５ページをお願いいたします。

こちらからは令和６年度一般会計歳出決算についての御説明になります。

企画部の予算は、（款）総務費に計上されております。

歳出決算総額は、予算現額（Ａ）欄427億2139万5760円に対し、支出済額（Ｂ）欄388億6894万8038円、翌年度繰越額（Ｃ）欄26億1490万6000円、不用額（Ｄ）欄12億3754万1722円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は91.0％、繰越額の割合である繰越率は6.1％であります。

翌年度繰越額（Ｃ）欄について御説明申し上げます。

（項）企画部の繰越額９億7750万1000円の主なものは、（目）計画調査費９億650万1000円であり、これは、小規模離島等航空路線維持事業（物価高騰支援）、テレビ放送運営事業費、大東地区情報通信基盤整備推進事業等において、施工に不測の日数を要した結果、年度内の事業完了が難しくなったことなどによる繰越しであります。

（項）市町村振興費の繰越しは、（目）沖縄振興特別推進交付金であり、主な要因は、市町村事業における資材の納入遅延等に伴う事業期間の見直しなどによるものであります。

不用額（Ｄ）欄の主なものについて御説明いたします。

（項）企画費の不用額６億1118万4855円の主なものは、（目）計画調査費であり、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業において、過去の実績及び伸び率等を勘案して利用者数を積算し所要額を見込んでいたところ、利用実績が見込みを下回ったため不用が生じたことなどによるものであります。

（項）市町村振興費の不用額５億3349万2629円は、主に（目）沖縄振興特別推進交付金であり、市町村事業における入札残などによる交付金の執行残であります。

続きまして、令和６年度企画部における主な成果と書いてある１枚紙について御説明いたします。

まず、この紙を配付するに至った経緯としまして、去る３月の令和７年度当初予算の審査に当たって委員長へ職員が質問取りを伺った際に、アドバイスとして、部長による予算の概要説明は部長の所信表明であるべきで、概要説明の数字の説明は資料を見れば分かる、との御意見をいただきました。

そのようなアドバイスを受け、今回決算を説明するに当たり、どのような成果があったかもお示ししたほうがよいのではないかと考えて、試行的に１枚紙を用意させていただきました。本日の決算審査の一助になれば幸いです。

それでは御説明させていただきます。

まず令和６年度は、新沖縄21世紀ビジョン基本計画の前期実施計画の最終年度でございました。そのため、令和７年度、今年度からスタートする中期計画の策定を行ったところです。その策定に当たっては、前期計画の内容を基に、成果指標等の見直しや、主な取組などについても更新をさせていただきました。

税制改正につきましては、令和６年度末で期限を迎える６つの特区、地域制度がございましたが、内閣等との協議を進め、12月にはその全てについて２年延長、さらに一部の税制について拡充が認められました。また、職員の事業提案意識や政策形成能力の向上を目指して、新たな取組として、職員提案制度の政策トライ＆チャレンジを実施いたしました。

その結果、32件の応募に対し22件が何らかの形で事業実施に至っております。

交通政策においては、離島住民の交通コスト負担軽減事業において、小規模離島の航空運賃の値上げがございましたが、この分につきましても公費負担を増やす形で対応し、住民負担が増えない形で対応させていただきました。

航空運賃の取扱いについて、小学校６年生であっても12歳については、大人運賃が適用されておりましたが、これを令和７年１月から、12歳であっても小学生の間は、小児運賃が適用されるような形でサービスの向上に努めたところです。

さらには離島含む全てのバス、路線バス、それからコミュニティーバスを、９月の水曜・日曜の計８日間、無料バスの実証事業を行うような形でバスの利用促進に向けた取組を行いました。

また、今年１月に名護東線、いわゆる77番が大幅な路線変更、減便等がございましたが、緊急的な対応として３月末までの夜間の臨時バスを運行する形で、高校生の帰宅手段を確保いたしました。

課題となっている交通事業者の運転手確保については、運転免許取得に要する経費の補助等を通して、運転免許取得者23名の支援を行いました。

駐留軍用地等内土地取得事業につきまして、取得面積が伸び悩んでおりましたが、周知に努めたほか、地権者への個別訪問などを実施することで、目標の面積を取得することができました。

情報政策においては、地方公共団体の基幹業務システムの統一、標準化に向けた市町村の伴走支援を15町村から20町村に拡大し、直近の令和７年８月末の完了率は全国６位となっております。

庁内業務のＤＸ推進に当たっては、ＤＸアドバイザーチームによる技術的支援、助言等を行い52件の支援を実施いたしました。

関連して、令和５年度から６年度にかけて、全職員に持ち運び可能なモバイルパソコンを導入し、併せて庁内の無線ＬＡＮの整備、それから庁外からもアクセスできるモバイル回線などを調達し、職員

の多様な働き方、業務効率化を図っております。

離島振興につきましても、離島－沖縄本島間の児童の交流、離島におけるテレワーカーの収益力の向上に向けた取組、それから、現在大きくクローズアップされている住宅確保に向けた調査などを先駆けとなる取組を行いました。

離島町村等の行政サービスの維持確保に向けても、昨年度から離島町村等の連絡会議を設置して意見交換を重ねているほか、給与事務の共同委託などの広域連携の取組の支援にも取り組んでいるところです。

最後に、市町村ソフト交付金事業につきまして、事業の早期着手、早期交付決定に向けた事業立案の前倒しや市町村間流用等の執行率向上に取り組むことにより、令和６年度の執行率は90％に向上し、過去最高となっております。

以上、令和６年度一般会計歳入歳出決算の概要及び主な成果を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　企画部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、先週の10日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料、決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡等について確認）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

それでは、これより直ちに企画部関係決算事項に対する質疑を行います。

幸喜愛委員。

○幸喜愛委員　おはようございます。

今日もよろしくお願いいたします。

早速ですが、私のほうからは、主要施策の成果に関する報告書の43ページから質問をさせていただきたいと思います。

シームレスな陸上交通体系構築事業ということで、継続的に取り組んでいるところではあるんですけれども、この事業に対して市民、もしくは利用者の声を拾い上げるようなアンケートのような取組があったかどうか、もし取組があるのであれば、どのような声があったかということがあれば、教えてください。

○新城裕也交通政策課班長　お答えいたします。

本事業においては、バス利用促進の周知広報わった～バス党で、県民アンケート調査を行っております。

そのアンケート調査によりますと、公共交通が以前に比べて使いやすくなったと回答する割合が約65％となっておりまして、これまでの様々な利用促進の施策に対する一定の評価が伺える結果となっております。

特に使いやすくなった点としては、支払いのしやすさ、遅延の改善などがございまして、その他、乗務員のマナーの向上などが挙げられておりました。

以上でございます。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

以前よりも定時性も高まってきておりますし、今回の取組についても、告知も徹底していたかと思われますので、市民からそういったお声があることはすごく評価できることかなと思います。継続的に市民のお声を拾い上げていくということは、今後の施策改善の柱にもなってくると思いますので、引き続き声を拾い上げる努力をなさっていただければなと思います。

事業の課題のところで、利用者数は回復傾向となっているんですけれども、この乗車している方々の地域別とか、年齢別の傾向が分かるようなデータの収集はなさっていますでしょうか。

○新城裕也交通政策課班長　お答えいたします。

バスの利用者数のデータですけれども、沖縄総合事務局が公表しております運輸要覧の統計データを参照しております。

その中で県内の路線バス利用者ですけれども、令和元年度の２万7000人から、コロナ禍で大幅に減少したものの令和５年度には２万4000人となっておりまして、現在約９割まで回復している状況でございます。

当該統計データなんですけれども、沖縄本島と

離島地区で区分されておりますが、例えば市町村単位とか、そういった詳細な地域別や年代別の内訳は公表されていないというものになっております。

○幸喜愛委員　そういったデータの蓄積で路線バスのコースを決めたりですとか、あと利用者の集中度ということが、都市計画などにも大きく影響を与えることになるかなと思います。せっかくこういった取組をなさっていますので、ぜひ県のほうで、そういった大きなデータをつくっていただくような取組を検討いただければと思っております。この点についてはいかがでしょうか。

○新城裕也交通政策課班長　お答えいたします。

路線バスを含めました公共交通の利用状況ですけれども、これまでパーソントリップ調査のような利用状況の調査を通じて把握してきたところでございます。一方、今委員から御指摘いただいたように、常日頃から、どういった利用されているかという日常的な利用状況のデータ化、こういったものはおっしゃるとおり、効果的な取組を検討する上で必要なものだと考えております。

県としましては、今後このような環境や仕組みの構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

ぜひ今後とも取組を強化していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、この事業の中で、不用額が145万7000円となっているんですけれども、この不用が生じた理由の分析はどのようになさっていらっしゃいますか。

○新城裕也交通政策課班長　本事業の不用額ですけれども、本事業におきましては、シームレスな陸上交通体系の構築ということで、基幹バスシステムの構築に向けた調査等を実施しております。

令和６年度につきましては、西普天間地区の琉大病院の移転などもございましたので、そちらの渋滞状況の調査なども行いました。

そちらの調査のほうで、調査内容の見直し等も行いながら調査した結果、増減がありまして、結果的に調査費の執行残で不用額が約140万となっております。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

町の状況も目まぐるしく変わっていきますので、そういったことに対応できるような調査の在り方というのも必要になってくるかと思います。

今回の不用については、ある程度認識いたしました。御説明ありがとうございました。

続きまして、主要施策の45ページ、わった～バス利用促進乗車体験事業の取組について、お伺いしたいと思います。

わった～バス利用促進もそうですし、先ほどのシームレスも一緒なんですけれども、子ども向けのバスの利用促進の取組は、特に何かありますでしょうか。

○新城裕也交通政策課班長　お答えいたします。

先ほどの、シームレスな陸上交通体系構築事業の中でやっておりますけれども、県では、県内小学生などを対象に路線バスの利用促進のため、バスの乗り方教室だとか、夢バス図画コンクールなどを実施しております。

バスの乗り方教室では、子どものうちからバスの利用に慣れてもらうために、生活の中でバスを利用することが身近なものになるように、バス車両を実際に使いまして、バス停での待ち方だとか、あとは時刻表の見方、バスの乗車・降車の方法、また車椅子で乗る場合はどうしたらいいかとか、走行中のマナー、料金支払い方法など、そういったものを分かりやすく解説するものとなっております。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

こういった子どもたちに関する取組は恐らく年に一、二回という形になるかと思うんですが、例えば県外ですと、日常的に子どもたちが三、四十分ぐらいのバス通学ですとか、電車通学をしている状況を見かけたことがあるんですけれども、沖縄では御両親が連れていく、登下校をサポートするというような実情があるかと思います。渋滞緩和の観点からも、小学生の頃から通学でバスを利用できるような取組を何かできないかなと思っているところです。子どもの頃からバスを利用する習慣を身につけるということは、高校生、大学生、社会人になってから、将来の公共交通の利用の促進にもつながると考えているんですが、今後、子ども向けのバス利用の促進に向けた、何か新しい施策を検討してもらいたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○新城裕也交通政策課班長　先ほど御紹介させていただきました小学生向けの取組のほかに、例えば現在やっているものでございますと、児童生徒とか学校の教職員、あと保護者も含めた学校関係者全体で、今委員から御指摘のありました通学時の送迎交通の問題だとか、またその送迎交通による道路の渋滞問題、あと公共交通利用によって環境とか健康への配慮もできるよとか、そういった意識向上を行うためのモビリティーマネジメントの取組を、今、市

町村と連携して取り組んでいるところでございます。

こういった、今やっているところも含めながら、市町村とまたいろいろ相談しながら、どういった取組ができるかというのを検討してまいりたいと考えております。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

ぜひ、こういった取組が将来の交通にかかってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に一つ、ノンステップバスの導入について、沖縄県での普及状況と、あと全国と比べてどういう状況になっているか教えてください。

○新城裕也交通政策課班長　県内のノンステップバスの導入状況でございますけれども、国の公表資料によりますと、県の補助による導入分も含めまして、令和５年度末で421台となっております。その導入率は74.9％となっております。全国平均が70.5％でございますので、全国を4.4ポイント上回っております。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

全国を上回っているということで、とてもよい取組かなと思います。今後も引き続き、導入に向けて取り組んでいただきたいと思います。実際、胡屋十字路からノンステップバスを利用して、あちらこちらに移動する車椅子の方とお話をしたことがございまして、まだまだ足りないというお声もあります。100％をぜひ目指して取組を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　よろしくお願いします。

せっかくなので45ページの、わった～バス利用促進乗車体験事業のほうをお願いします。

こちらモニターでやっていますけれど、今回、令和６年度に実施したことによって、どのような効果が生まれたのかということと、今後の施策の展開はどのように考えているか、御説明をお願いいたします。

○新城裕也交通政策課班長　お答えいたします。

昨年９月に実施いたしました、わった～バス利用促進乗車体験事業の乗車実績でございますけれども、本島バス会社においては、通常の運行日と比較しまして、無料日であった水曜日は約1.3倍、日曜日は約3.1倍と利用者が大幅に増加するという効果が確認されました。

今年度ですけれども、同事業の成果や課題を踏まえまして、県民からモニターを募集いたしまして、バス、モノレールの利用料金を半額にいたします。半額にして利用実態を調査する実証事業を行うこととしております。その調査分析結果を活用し、公共交通の利用促進に向けた取組の強化につなげてまいりたいと考えております。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

前回、議会においてモニターの状況の中で、足取りとかそういったものがつかめないということで今回、新たな施策としてモニターというところで進めていて、この方たちがどういう動きをしていくのかというのを今度、実証でやっていくということなんですけれども。モニターの募集期間が９月から始まって10月の末までだと思うんですけれども、今の申込み状況がどのぐらいか分かりますか。

○新城裕也交通政策課班長　今ちょっと速報的な状況ですけれども、3000名募集しておりまして、今現在は5000名程度集まっているかと認識しております。

○玉城健一郎委員　そこから、いろいろ分析をするための数字を集めながらやっていくということで。ぜひ、しっかりモニターを通しながら、県の交通政策に反映できるように取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、38ページのＤＸアドバイザリ・コンサルテーション事業なんですけれども、どのような事業なのかということと、業務改善があったということなんですけれども、どのような業務改善があったのか、御説明をお願いいたします。

○大城博人デジタル社会推進課長　お答えします。

ＤＸアドバイザリ・コンサルテーション事業は具体的にどういったものかというところでございますが、外部人材のアドバイザーチームを構成しまして、庁内のお困り事ですとか、業務効率化を図っていく業務の相談、助言、コンサルを行っている事業でございます。

どのような業務改善があったかということですけれども、去年、土木建築部の道路の維持管理業務について、まず我々のほうでこのアドバイザリ・コンサルテーション事業で相談を受けまして、去年１年間、一緒に業務効率化を図ってまいりました。具体的には、維持管理業務というのは幾つかのアプリが全国にも幾つかございますけれども、それを一つ一つ、沖縄にふさわしいアプリはどういうものかということで、最終的にはキントーンというノーコードツールを使ったものを採用するということで、土

木建築部が昨年度の相談で決定しております。

我々の業務はそこまででですけれど、土木建築部において、さらなるより使いやすくすることとして土木建築部内で予算化して、今年度、さらに発展しまして、７月ぐらいから通報アプリということを運用しているという状況でございます。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　分かりました。

そういった土木の通報アプリができたんですね。ぜひ引き続き取り組んでいただきたいと思います。なかなか難しいと思うのが、県庁、役所の仕事でＤＸっていうものを進めようという中でも、なかなかＤＸの理解だったりとか、お互いＤＸをやりたい専門の業者自体が、役所の仕事の理解に追いついてなかったり、その逆だったりとかというところで、コミュニケーションがなかなか難しいところというのは多々あると思うんですけれども、その辺りは企画部が中心だと思いますけれども、どのように取り組んでいるのか、御説明お願いします。

○大城博人デジタル社会推進課長　お答えします。

基本的には、今おっしゃったような外部人材のアドバイザーの御意見の前に、我々は通常業務をやっている職員が窓口になって、どういった業務なのかということをヒアリングも同時に行っています。

企画部内には外部人材を活用して、職員としてＣＤＯ補佐官を採用しておりまして、その方が今年４年目になりますので、どちらかというと県庁内業務も分かってきつつ、そのＤＸの例えばアプリとかツールを使ったりする能力も持っていますので、そこをうまく融合させながら、庁内の業務の効率化というのを図っております。当然ですけれども、これは正式の相談ですけれども、去年度は正式な業務で終わっていましたが、今年度は気軽に職員が相談しやすいようにということで、会議室を午前中借り切りまして、よろず相談窓口へいつでもおいでということをやっています。今は五、六十件の相談を受けて、当然、その場で解決することもありますし、この当該事業に行かずして我々職員で解決したり、受託している業者さんで、例えばエクセルのマクロを更新したりという業務で、少しずつでございますけれどもＤＸを推進しているところでございます。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

ぜひ引き続き取り組んでいただいて、そういった取組の中で、結構ミスがあったりというのが何年か前にありましたけれども、そういったところもサポートできるように、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

続きまして、46ページの大規模駐留軍用地跡地利用促進事業についてなんですけれども、この事業の今後の計画が少し書かれていて説明ありますけれども、御説明お願いします。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　お答えいたします。

大規模駐留軍用地跡地利用促進事業におきましては、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進を図るため、２つの調査事業を実施しております。

１つ目が普天間飛行場跡地利用計画策定調査、もう一つが中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査の２つの事業を実施しております。

県におきましては、関係市町村とともに、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を策定し、広域的な観点から県全体の発展につながる都市の形成を目指しているところです。同構想におきましては、策定から10年以上が経過しており、上位計画や社会情勢など、様々な変化を捉えた更新が必要と考えております。現在、市町村と連携して取り組んでいるところです。

また、県におきましては、宜野湾市と共同で、普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた全体計画の中間取りまとめ（第２回）を令和４年度に策定しており、令和９年度に全体計画の取りまとめを策定することを目標に、引き続き市と緊密な連携を図ってまいります。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

聞き取りの中で地主さんだったりとか、そういった様々な関係者と意見交換しながらつくっていくということでお話しされていました。少しこの駐留軍用地の先行取得とも関係してくるんですけれども、今こういった計画をつくるに当たって、県が先行取得している土地がありますけれども、今取得しているのは主に道路用地だけでしょうか。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　普天間飛行場の先行取得につきましては、県が先行している分については、道路用地ということになっております。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

現在、目標の何％ぐらい取得されていますか。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　普天間飛行場内における道路用地の先行取得状況につきましては、今年３月末時点で目標面積の約78％に当たる約

17.1ヘクタールを取得しております。

以上です。

○玉城健一郎委員　目標は何ヘクタールですか。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　22ヘクタールです。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

土地取得の中で道路用地は取得しているんですけれども、今後、例えば県の公共施設を造ったりとか、そういった計画が出てきた際、今からその跡地利用計画をつくっていく中でそういった必要性が出た場合は、新たな土地の取得というのも可能でしょうか。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　現在、道路用地というところで先行取得を進めております。

これまで取得を進めておりまして、令和８年、９年には道路用地については取得できる可能性が高くなっていると。その後の状況につきましては、庁内、後は宜野湾市とも調整しながら、どういった用途の用地を取得するのかというのを検討していきたいと考えております。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

なかなかこの先行取得というのが、今はまだ大きな計画ができていないので、先行取得というのはすごくやりやすいと思いますけれど、具体化がどんどん出てくると、やはり土地がほしくても取れない状況というのは出てくると思いますので、ぜひ早め早めに、この先行取得というのはできるところはやっていただきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　それではよろしくお願いします。

今日は２点お聞かせください。まず最初に、私も陸上交通、公共交通のバスの関連でお願いしたいのですが、まず44ページのバス路線補助事業費について伺います。事業内容は、不採算路線の補助ということですけれども、まず維持困難な37系統、19市町村の路線バスの確保、維持を行ったということなんですが、この事業は復帰と同時の昭和47年から始まっていて、現在まで50年余りもやっている事業なんですよね。この37系統という数字は増えているのか、横ばいなのか、減っているのか。まず、その辺を教えていただけませんか。

○新城裕也交通政策課班長　お答えいたします。

今、委員から御質問のありました不採算路線の補助の系統数ですけれども、近年でいいますと、おおむね横ばいとなっております。令和５年から令和６年にかけては赤字路線が１路線減ったということもございます。おおむね横ばいでございます。

以上でございます。

○仲宗根悟委員　皆さんもいろんな政策を通じて、この県民の足を守るという意味では非常に大きなテーマだと思うんです。効率的な運用ということで競合路線、そして、それを解消するための基幹バスも施策の一つとして、試験を行っているんですけれども。会社側の方々にもよく聞くんですけれども、会社の経営としては、赤字路線以外にも、通常の経営も非常に今、厳しい状況だと。

以前は、赤字だった路線も観光部門だとか、会社経営的にはいろいろな総合的にやると持ちこたえられてきていたんだと。

ところが近年は、この観光バスについても自由化になって、自分たちのシェアがだんだん狭くなって、やはり困難を極めてきているというようなお話でした。

県の路線バスといいましょうか、会社も含めて、その政策の中で今後どのような方向でいくという考えを皆さんがお持ちなのか、その辺のところをお聞かせいただけないですか。

○平良秀春交通政策課長　お答えいたします。

基本的には、今、バス路線網が全体で200を超える路線数がございます。そのうちの37系統を利用する住民にとって、やはり住民生活に必要不可欠な路線につきまして、当然、赤字が前提ということで、運賃収入だけでなかなか運行ができないけれども、やはり市町村等も含めて維持が必要だという路線につきましては、今御説明させていただいたとおり、国、県、市町村で補助をしながら、しっかり維持していくというところでございます。ここはしっかり、やっぱり住民の生活に必要な移動手段でございますので、今後もしっかりと国、県と連携しながら、支えていきたいというところでございます。

以上でございます。

○仲宗根悟委員　会社の皆さんのお話なんですが、そういった赤字路線の補塡もしていただきながら行ってはいるんですけれども、会社としても、やはり県民の足を守るという使命感もおありのようで、会社の持ち出しもあるんだというお話を伺いました。先ほどはバスの利用者は増えていたりというようなお話も伺いましたけれども、少子化でもありますし、会社を全県統合するような形で県がリードして、しっかりと交通、県民の足を守るという使命感はないといけないわけですから、頑張っていただき

たいという思いなんですけれども、最後にどうぞお願いします。

○平良秀春交通政策課長　やっぱりバス路線網の効率化ということにつきまして、議会でも何度か御質問、御指摘いただいているところでございますので、そういった観点でバス事業者の皆さんと協議しながら、よりよいバス網というのを構築していく、これはしっかり取り組んでいきたいと思っているところでございます。

統合につきましては、独占禁止法等の抵触の問題もございますし、各会社さんの経営判断というのもございまして、そういった問題はちょっと視野に入れつつも、我々としてはやはり県民の皆さんが利用しやすいバスの利用状況、環境というのをつくっていきたい、ここはしっかり取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○仲宗根悟委員　ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次は47ページの沖縄離島体験・デジタル交流促進事業、こちらは事業期間が令和13年度までというようなことなんですけれども、これの財源をお聞かせいただけませんですか。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えします。

財源は、一括交付金、ソフト交付金を活用させていただいております。

以上です。

○仲宗根悟委員　以前、こちらをお聞きしたときには、今おっしゃったように一括交付金がある間というようなお話でした。ぜひ存続していただきたいということで、毎年頑張って要求してくださいねというようなお話でした。これが当面は令和13年度までというようなことだと思います。実績として、本島版、離島版、離島から本島版というようなカウントのされ方をしているんですけれども、これは本島から離島19校、そして離島間が３校、離島から本島が４校という理解でよろしいでしょうか。

○島袋秀樹地域・離島課長　おっしゃるとおりで結構でございます。

○仲宗根悟委員　19校の細かいお話は後で聞きますけれども、この受入先によっては、体験のメニューというのがそれぞれあろうかと思うんですけれども、例を挙げるとしてどういったものがあるのか、教えていただけませんか。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

様々なプログラム、地域によってもございますけれども、例えば農業体験でありますとか、地域のお仕事を体験するというようなプログラムもございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　この事業効果の中に児童の離島に対する認識を深めることができたと。あと、コーディネーターやプログラムの開発等が触れられていますけれども、参加された児童たちの体験後の変化といいましょうか、そういった事例など、どのような報告を受けていらっしゃるんでしょうか。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

派遣児童本人から、また離島に行きたいであるとか、その離島の魅力、あと、離島の重要性ということの認識が深まったという話がございますけれども、引率されている先生方からは、この派遣を終えた後に、その児童の皆さんの学校生活における行動、あるいはその心境等によい変化があったというような評価もいただいております。

以上です。

○仲宗根悟委員　ぜひ効果の中にそのことも触れていただきたかったと思うんですよね。

私たち、以前、視察に行ったときにも授業の取組姿勢がよくなりましたよと、発言も積極的になりましたと、そういった児童の変化が、非常にいい経験を通して生まれてきたというようなことでしたので、修学旅行とは違う体験があるということが考えられます。

ぜひ、この事業が永久に続くようにお願いしたいんですが、最後にどうぞお願いします。

○島袋秀樹地域・離島課長　ありがとうございます。

しっかり記載するようにいたします。今回の事業期間は令和13年度ということではございますけれども、そもそも沖縄島を含めて38の有人離島で構成されている島嶼の地域ということですので、今後、将来を担う子どもたちだけではないですけれども、いわゆる各島々の魅力をしっかり分かった上で、沖縄がそういうことで構成されているという理解を深めるのは、非常に重要だと思っていますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○仲宗根悟委員　よろしくお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　高橋真委員。

○高橋真委員　令和６年度一般会計歳入歳出決算説明資料の４ページからいきたいと思っております。

４ページの（款）諸収入（項）雑入（目）雑入の部分ですが。予算現額では２億9100万円余り計上されておりますが、期中で1900万円の補正減をしています。

しかしながら、出来上がりの決算調定額、収入済額は約6000万円増の３億5100万円ほど計上しております。何か見込み違いがあったんでしょうか、お伺いいたします。

○高嶺力志企画調整課長　（目）雑入についてですが、多くの節、細節から構成されておりますが、そのうち沖縄県情報セキュリティークラウド運用事業においては、県や市町村の負担により運用を行っていますが、新規回線の調達に係る一般競争入札の結果、入札残が生じ、それに伴い市町村等の負担に係る歳入も減額する必要があったからということで、当初予算から1904万3000円の補正減額を行っています。

一方で、地域公共交通確保維持改善事業費については、国から事業を受託した受託事業者から歳入を受けることになったため、それを雑入で受け入れているため、調定額が当初予算額を上回っています。

以上です。

○高橋真委員　ということは、これは最終的に決算になるまでは分からなかったという項目でよろしいでしょうか。確認です、お伺いいたします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、質疑内容について再度確認）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

武田真企画部長。

○武田真企画部長　先ほど補正減の説明は企画調整課長のほうからありましたが、予算と決算の違い、差額だと思っています。当初、先ほど御説明した地域公共交通確保維持改善事業というのは、本来、国からのものなんですけれど、これを民間事業者を経由して県のほうに受入れするために、雑入という形で受入れをしたということになります。予算のときに実は計上されてなくて、決算として受け入れたという形で理解していただければと思います。

○高橋真委員　分かりました。

次に行きます。同じく、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入の収入未済額の57万9200円について、具体的な御説明をお願いいたします。

○大嶺寛情報基盤整備課長　この未済額については、補助金交付決定の取消しに伴い生じました、返還金の収入未済額ということになっております。具体的には、平成21年度から平成23年度にかけて、沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業というのを実施していたんですけれども、当時、総務省も同じような地上デジタル放送受信機の無償配布事業というのを行っておりました。会計検査院のほうから、総務省の事業と県の事業の一部に重複支援があるのではないかと指摘を受けております。

このため、重複支援の受給者に対して、県が交付したこの補助金の交付決定の取消しを行いまして、返還納付を求めているんですけれども、その返還がまだ終わっていないというものでございます。

○高橋真委員　交付取消しをしてから、現在まで大体、どれぐらいの期間があるんですか。

○大嶺寛情報基盤整備課長　最初に取り消したのが、平成25年12月になっておりますので、十一、二年ほどですか、経過しているという状況でございます。

○高橋真委員　対象者はどのような人ですか。そして何名ぐらいいらっしゃるんですか。それから、この12年間の管理の在り方はどうだったでしょうか、お伺いいたします。

○大嶺寛情報基盤整備課長　対象者につきまして、県は市町村民税の非課税世帯を対象に支援させていただいております。人数につきましては、交付決定取消しした件数としましては268世帯になっております。

その間の管理状況ということでございますが、毎年、督促、催告を行って、この納付依頼をずっと行っているところでございます。それで、回収もうまくいかないような状況もあったこともございまして、令和元年、２年には訪問もさせていただきながら、いろいろ状況も確認させていただいて、徴収に努めておりました。一時期、コロナ等もございましたので、訪問もできないような状況になっております。

今年度も、前年度も引き続きこの催告は行っておりまして、今年度は訪問も再開して、徴収に努めていきたいと考えているところでございます。

○高橋真委員　確認でありますが、今回決算に計上されている57万9200円というものは、いわゆる沖縄県の債権管理の在り方、しっかりとした方針に基づいて管理をしてきた結果、これだけの債務が今残っていると認識していいものなんですか、お伺いいたします。

○大嶺寛情報基盤整備課長　県にも、沖縄県の債権管理条例や、債権に関する標準マニュアル等がござ

いますので、そういったものに基づきまして、債権の管理をさせていただいているところでございます。

○高橋真委員　この債権について延滞金は発生している状況ですか、お伺いいたします。

○大嶺寛情報基盤整備課長　延滞金については、状況としましては発生しているというふうな状況ではございます。しかし、この事業につきましては、経済的に困難を抱えている世帯を対象としておりますので、この返還納付、この返還金として返還していただいたもの以外に、この延滞金を徴収すると、さらなる経済的な負担増につながるのではないかということを踏まえて、現時点では延滞金を求めることはしておりませんが、延滞金は発生しているというところでございます。

○高橋真委員　延滞金が発生しているということは、決算書のどこに計上されていますか。

○大嶺寛情報基盤整備課長　決算書のほうには計上しておりません。

○高橋真委員　延滞金が発生しているという答弁でありました。だけど、決算には計上されないということでありました。どういう意味ですか。

○大嶺寛情報基盤整備課長　延滞金が発生すると言ったのは、いろいろ手続が完了した後に確定するということですので、先ほど申し上げたのは訂正させていただきたいと思いますが、延滞金を徴収するための手続をまとめているというような状況でございます。

○高橋真委員　延滞金というのは、毎年度発生するものではないのですか。まとめて今調整するんですか、お伺いいたします。

○大嶺寛情報基盤整備課長　繰り返しになりますけれども、経済的な負担の増につながる可能性があるということを踏まえて、この延滞金を求めるようなことはしておりませんが、一方で、やはり公平性の観点というものもございますので、今後は受給者の生活状況等といったものを確認させていただきながら、また前例もいろいろあると思いますので、その辺も確認させていただきながら、弁護士の助言をいただいて、この延滞金の免除あるいは請求、こういったものについて、総合的に判断して対応させていただきたいと考えているところです。

○高橋真委員　求めないというのは分かります。その求めないではなくて、発生している状況で、それをどのような手続で、決算書に計上しないという判断をするのですか。

○武田真企画部長　返還納付があった際には、その場その時点で日掛計算をして、延滞金があれば、それを調定するという形になってくると。調定をすれば決算書に反映される形になっております。

ただ現時点で、この債権につきましては、延滞金については徴収していないというのが現状でございます。

この辺りについては、やはり先ほども御案内あったとおり、公平性の原則もあります、そういう生活困窮者というところはありますけれど、債権管理という観点で言いますと、やっぱり公平性の観点もありますので、その辺りの手続も含めて、そこは所管している総務部等とも相談しながら適切な手続を行ってまいりたいと考えております。

○高橋真委員　私は求めないということではなくて、手続がどうだったかというお話をしているわけでありまして。債権が発生すると、この債権に対して免除するとか、減免するとか、徴収しないとか、様々な方針を決めていくわけであります。実際に法律に基づいてやったときには、発生しているわけですよ、発生していて調定していないだけだと思うんですよ、単純な話、その起案をやってますかという話なんですよ。毎年毎年、それだけの債権が発生している部分を分かっているはずなんですよ。分かっていて求めないという判断をしているのであれば、その分減免をしているはずなんですよ、全免か減免をしていると。その債権の放棄をきちんとやっているかという話をしているわけです。

○武田真企画部長　委員の御指摘のとおり、その意味でいいますと、延滞金というところについては手続をしておりませんので、その辺の手続については、今後関係部局ともやりながら、どういった手続が必要か、どういった手続をやるべきかということを含めて、確認してまいりたいと考えております。

○高橋真委員　手続をやってないということでありますけれど、いわゆる法的にオーケーですかと私は聞いているんですよ。いわゆる調定をしないという、債権が発生しているというのが分かっている事実を知りながら、調定をせずに減免しているという流れは、行政手続の在り方としては適切ですかということであります、いかがでしょうか。

○武田真企画部長　繰り返しになりますが、本来は返ってきた段階で、調定額を確認して、それを調定する手続が必要になってくると思いますので、その辺りの手続について、引き続き確認してまいりたいと考えております。

○高橋真委員　分かりました。

もう一つ、同じページで（款）諸収入の貸付、（項）貸付金元利収入、そして（目）総務貸付金元利収入、これは決算額で申し上げると２億8700万余りであります。この決算期の残高において、現状の貸付残高は幾らですか。お伺いいたします。どのような内容かということです。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

この貸付けに関しては、地域総合整備資金貸付金ということで、いわゆるふるさと融資といわれる貸付けに係る元利の収入ということです。

○高橋真委員　答弁漏れがあります、最初に残高は幾らかとお伺いしました。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

今、貸付対象事業の案件が６件ございまして、残高が24億1349万8000円でございます。

○高橋真委員　今言った貸付残高、貸付金額、いわゆる今後、県が期限を設けて回収すべき貸付残高については、決算資料のどこに掲載されておりますか。

明示されているのであれば、明示していると言ってください。

○島袋秀樹地域・離島課長　今、申し上げた残高に関しては、この決算書の中には記載はございません。

○高橋真委員　これ、私、総務部の税のほうでも議論させていただきましたが、本県が持っている債権残高というのは、どこかで確認ができるようにしておくべきではないかと、決算資料のどこかに添付をしておくべきではないかと思います。今どれだけの債務を持っていて回収すべき残高があるということは、しっかりと明示しておかないと、こちら側が聞かない限りチェックができないんですよ、なので見せ方の工夫をしていただけませんか。

○武田真企画部長　今思い出しながら、様々なことをちょっと考えていたんですけれど、確かに貸付金残高というのを示すような資料というのが、行政的に決算統計みたいな資料を総務省に提出するのですが、そういったものがたしかあったと思うんですけれど。県がお示ししている資料については、自治法とか自治法施行令に基づいた資料の提供になっております。

今、確かに委員御指摘のとおり、貸付金元利収入の全体の総額の債権のところまでは、確かにちょっと見た覚えがないと思いますので、そこは総務部も含めてどういった形の資料提供できるのか、お示しをすることができるのか、少しそこをちょっと相談させてください。

○高橋真委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　渡久地修委員。

○渡久地修委員　まず主要施策の資料から45ページ、わった～バス利用促進乗車体験事業の実験の目的と成果についてお願いします。

○新城裕也交通政策課班長　わった～バス利用促進乗車体験事業ですけれども、路線バスの運賃を無料にすることで、県民の外出機会の創出や公共交通の利用促進につなげるものとして昨年９月に実施しております。先ほども答弁でも申しましたが、通常運行日と比較しまして、無料日であった水曜日は約1.3倍、日曜日は約3.1倍と、利用者が大幅に増加する効果が確認されております。

○渡久地修委員　これについて私はこれまでも聞いてきましたけれど、特に経済効果と、高齢者の利用促進にどうつながったかというのを、ぜひ調べてくれと言っていますけれど、これについてはどうですか。

○新城裕也交通政策課班長　当該事業について、今年度も引き続き、効果の分析というものを行っているところでございます。

最新の統計データもこれから出てまいりますので、そういったものも活用しながら、利用乗車数以外にも、様々なデータを集めて総合的にそういった効果についても、確認できればなと考えているところでございます。

○渡久地修委員　私が今聞いたのは、去年実施したときの経済効果と、高齢者の利用状況はどうだったかということを聞いているんですよ。

○平良秀春交通政策課長　昨年度の実証事業につきましては、いろいろな運転手の方とか、あといろいろ町の方の御意見等を踏まえますと、高齢者の方も非常に多く乗っていただいたと、そういう所感を持っているところでございます。

ただ、昨年度の実証事業の傾向を実施方法からしますと、実は乗車していただいた方々の属性等をきちんとデータを取るという、そういう設計にはなっていなかった現状がございます。

先ほど、別途御答弁させていただいたとおり、そういった反省も含めまして、今年度はちゃんとモニターという形で、利用者の年齢等もしくは居住地等や利用実態等も押さえた上で、委員おっしゃるとおり、経済的な効果等も図れるようなアンケート調査等も今、検討しているとこでございます。あわせ

て、昨年度の実証事業から引き続き今年度は、そういった実態把握というところをブラッシュアップしていく形で進めていきたいところでございます。

○渡久地修委員　それで、今答弁あったけれども、去年いろいろやった、非常によかった、市場の組合長もお客さんがいっぱい増えましたよとあるんだけれど、これが数字として表れていないわけよね。今年度も皆さんはやりますね。だから、そういったものがしっかりと去年のものにプラスされて、経済効果とか高齢者の利用状況とか、これがどんなふうになるかというのを、もっと具体的に表れるようにしないといけないんじゃないですかということを私は言いたいんです。だから、今度は3000名と言うんだけれど、具体的にどういうふうにやろうとしているのか、そこで高齢者とか、あるいは経済効果というのはどういうふうに明らかにしていこうとしているかをもうちょっと詳しく教えてください。

○新城裕也交通政策課班長　今年度実施する半額の実証事業でございますけれども、現在モニターを3000名募集しておりますが、今おっしゃってたような、例えば高齢者の方がどういった移動をしているかとか、そういったものを分析するために、地域や属性に合わせて一定程度配分して、その方々に１か月半程度、バス、モノレールを利用していただきまして、ある程度、どこからどこに移動したとか、そういった利用実態をアンケートも含めて調査することとしております。

そういったデータを使って、どういった分析ができるかというところを、今また検討中でございますけれども、こういったものを分析、効果の測定等に使っていきたいと考えております。

○渡久地修委員　モニターの3000名というのは、全県全路線にまたがるということでいいですか。

○新城裕也交通政策課班長　全体で3000名となっております。

○渡久地修委員　全路線にまたがるんですか。

○新城裕也交通政策課班長　本島内の高速バスとか、観光バスは除くんですけれども、路線バスはおおむねカバーした状態になっております。

○渡久地修委員　高齢者の割引制度について、ずっと一貫して提起してきましたけれども、今回の、これから行うものによって、結果は、またこれから実証するんだけれど、高齢者の割引制度というふうには、いつ頃、これを成果にして導入しようとかという見通しについて、ちょっと教えてください。

○平良秀春交通政策課長　まず、敬老パスにつきまして、これまでも議会でも少し答弁させていただいた経緯ありますけれども、県内のいろんな事例等も踏まえながら、今状況を整理しているところでございます。基本的には、都市部を中心とした市町村を中心に導入されている事例等もございますし、対象年齢、実施方法、あとは福祉部門との市町村の連携等も含めて、いろいろな形で展開されております。

こういった状況を市町村等とも共有しながら検討していこうという前提がございますけれども、当然、今回の実証実験のデータ等、もしくは分析した効果検証等の結果も活用しながら、市町村と情報共有しながら、導入に向けて検討していきたいという状況でございます。

以上でございます。

○渡久地修委員　ぜひ期待しているので成功させてください。

次に48ページの石油製品輸送等補助事業についてお尋ねします。これはもうずっと長年の課題なんだけれども、本島と同じ価格にするということで補助しているけれども、もっともっと抜本的な対策をやらないといけないですよねというのが何度も出ているんですが、これについて、まず見解をお願いします。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

本事業では、本島から離島へ輸送される石油製品の輸送経費を補助しています。23の離島を対象に、輸送数量で13万キロリットル余りで、補助総額９億7000万円余りでございます。各離島への補助の平均になりますけれども、17.3円ということで価格低減を図っております。一方で、ガソリンスタンドの維持に係る一定の経費があるとか、輸送料以外の部分での負担が出ている部分がありますので、そこで価格差が発生しているという状況です。それに対して、小規模離島のガソリンスタンドの、いわゆる固定経費に対する支援を令和７年度から実施しているところです。

以上です。

○渡久地修委員　これに関しては、もっと抜本的な対策を取らないと駄目だというのは共通しているんだけれども、なかなか前進させ切れていないので、これはぜひこれからも議論を深めて、抜本的にやっていく必要があると思います。

今日ここで聞きたいのは、今、物価高騰して、石油製品だけでなく、食料品、日用品の本島と離島の価格差というのは物すごく大きいんですよね。本島と離島の食料品、日用品の価格差というのは、今

どれぐらいになっていますか。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

今、県では離島の市町村と連携して、食品、日用品などの価格調査を行っております。離島によってかなりばらつきがあるんですけれども、本島の那覇市を100とした場合の価格差は離島平均で126.2、離島が高いということでございます。

以上です。

○渡久地修委員　100円の物が126円と、物すごく高いということになっている。皆さんからもらった資料のカテゴリー別でいくと、例えば穀類、それから日用品、飲料、この３つについての離島平均と、離島のさらに離島、与那国、西表の３つについて価格差がどうなっているかお願いします。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

まず、離島の平均ですけれども、穀類・加工食品が129.3、日用雑貨・衣服が118.8、飲料が148.5、これが離島の平均です。次に西表島は、穀類・加工食品が133.6、日用雑貨・衣服が125.2、飲料が155.1です。次に与那国島は、穀類・加工食品が136.8、日用雑貨・衣服が133.4、飲料が165.3です。

以上です。

○渡久地修委員　これぐらい物すごい価格差があるんですよね。だから石油製品も対策を取っているんだけれど、この日用品とか食料品、そういったものに対する対策は取らないといけないと思うんですよ。これは去年の数字ですよね。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えします。

令和６年度の調査の結果でございます。

○渡久地修委員　今年はもっと広がっているかもしれないし、さらにパーセントは同じでも、もともとの価格がぼんと上がっているからね。もう離島の人たちは大変だ、生活ができなくなる。これに対して、僕はしっかりと対策を取る必要があるんじゃないかなと思うんですが、これしっかりやる必要がありませんか、輸送費補助をやるとかどうですか。

○武田真企画部長　昨今の円安、それからエネルギー高といったものから、ここ二、三年、特に急激に離島の日用品等の価格は上昇していると感じますし、実際にそういうデータも出ております。

大きくカテゴライズすると、さっき御案内した日用品、それから建築資材、あと農業資材といった２つのグループがあるのかなと思っております。いずれも離島に住み続けていくためには、できる限り本島との価格差をなくしていきたいと思っております。

平成30年辺りまでいろいろ支援をしてきたんですが、その話し合った際には、それぞれの離島の特色に合った取組ということで、今はデータ収集だけに取り組んでいるところですけれど、今後は委員御指摘のとおり、万国津梁会議とかも立ち上げました。民間の様々な御意見もいただきながら、どういった形でアプローチできるか、有識者、それから市町村とも意見交換しながら、何とかここは取り組んでまいりたいと考えております。

○渡久地修委員　部長としては、この格差は大変だという認識をしっかり持っていますかということと、これに対しては、しっかり支援しないといけないという認識を持っているということでいいですか。

○武田真企画部長　御指摘のとおりです。

○渡久地修委員　ぜひこれは県全体として取り組まないといけないと思うので、ぜひしっかりお願いしたいと思います。

あと、これまでも言ってきた離島全体に関わる問題だけれど、これまでガソリンスタンドとか、農協とか、郵便局とか、一体的なものができないかといったときにずっと提起してきたけれども、やっぱり今の状況とか、小規模離島の運営で大変になっているということもあるので、ますます今、農協、金融機関、郵便局、ガソリンスタンド、場合によってはこの売店とか、そういったものの運営とかを役場も一緒に運営していけるような、小規模離島についてはそこをしっかり検討しないといけないということを言い続けてきたんですけれども、その辺の対策はどうなっていますか。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

今、委員からお話ございました、例えば農協、郵便局、金融の機能であったり、役場の機能、そしてガソリンスタンド、生活に必要な機能をどう維持するかという部分で、それを一体的に運営するような、そのサービスを提供するような組織を設置するということは、様々な分野で担い手が不足している小規模離島の生活をどう確保していくのか、地域社会を維持していくのかという意味で研究する価値はあると考えております。

一方で、郵便局でありますとか、農協につきましては、それぞれの個別の法律に基づいて設置されているものでございますので、一体的な運営組織の設置というものはかなり高い課題があるのかなと考えておりますけれども、住民が住み続けていくため

に必要なサービスをどう提供していくのかという研究は、先ほど部長から申し上げましたとおり、万国津梁会議も含めてですけれども、有識者からの御意見、離島市町村との意見交換を進めながら、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○渡久地修委員　ぜひ頑張ってください。

次に、46ページの大規模駐留軍用地跡地利用についてですけれども、これは土地の先行取得と跡地利用の計画を一体的に進める必要があるとずっと言い続けてきたけれども、先ほどあったかどうか分かりませんけれど、普天間基地の跡地利用計画の策定状況について再度説明をお願いします。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　お答えします。

県と宜野湾市が共同で令和４年度に策定した全体計画の中間取りまとめ（第２回）では、自然と歴史文化を継承発展させつつ、都市機能を融合させた自立的に発展していくまちづくりを目指すこととしております。

現在は令和９年度に全体計画の取りまとめを策定することを目指して、取り組んでいるところです。

以上です。

○渡久地修委員　令和９年度、全体的な大まかな構想はもっと早く出せるという話も聞きましたけれど、どうですか。

○伊良部孝一県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　お答えします。

全体構想につきまして、今課長から答弁がありましたように全体計画の取りまとめという形で令和９年度に策定することを目指しているところです。

以上です。

○渡久地修委員　この県の先行取得、今、県道分、県は78％ということで、これは完了はいつの予定ですか。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　普天間飛行場における道路用地の取得目標面積22ヘクタールですけれども、令和６年度までに17ヘクタールの78％を取得しております。

令和７年度は2.5ヘクタールの取得を計画しております。令和７年度以降、今年度以降も令和６年度と同程度の申出があり、必要な予算を確保することができれば、今後、一、二年で目標に達する見込みとなっております。

○渡久地修委員　この道路が令和８年度で取得完了すると。そしたら、残りの公共用地の取得はあとどれぐらい必要になるんですか。県として、あとどれぐらい面積が必要だと想定していますか。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　各駐留軍用地の跡地利用計画は普天間の計画の内容にもよりまして、一概にどれぐらいの面積を確保すれば支障がないかということは困難でありますけれども、跡地利用推進法が令和13年度までの時限立法で措置されておりますので、13年度までは、当面、先行取得ですね、新たな特定事業の設定も含めて検討していきたいと考えております。

○渡久地修委員　大ざっぱに言って、これまで道路で22ヘクタールを取得完了すると。その後の公共用地は、22ヘクタールと比べるとさらにもっと大規模になるんですか、あるいはこれの半分ぐらいになるんですか。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　道路用地を取得した後の先行取得につきましては、庁内の土建部でありますとか、関係部局、また宜野湾市と調整しながら、今後検討していきたいと考えております。具体的にどのぐらいの規模というのは、これから検討するといった状況です。

○渡久地修委員　国、県、市町村がここに張りつける公共施設というのはどういうのがありますか。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　跡地利用推進法におきましては、都市計画法でありますとか、土地収用法で掲げる施策に関する事業に必要な用地について、駐留軍用地内の土地を先行取得することができるとされております。具体的には、例えば都計法で掲げる施設については、道路でありますとか、公園、学校、病院などが定められております。

○渡久地修委員　県はこれについて、何か予定しているというものは全くないのですか。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　現時点では、道路を整備する目的で先行取得を進めております。先ほどの繰り返しになりますけれども、宜野湾市でありますとか、庁内の関係部局と調整をして、新たな特定事業について検討を進めていきたいと考えております。

○渡久地修委員　部長、この道路用地を取得した後の、新たな公共用地の計画を早急に策定しないと、いろんな公共施設の予定もできないというのがあるので、この計画策定を急ぐ必要があると思いますが、どうですか。

○武田真企画部長　跡地の先行取得については手続がありますので、その手続に沿った形で進めざるを

得ないんですけれど、道路用地については一定程度、めどがついてきましたので、今後、その跡地をどう使うかというところにつきまして、宜野湾市がメインですけれど、さらには内閣府も含めて、いろいろ意見交換をさせていただきたいと考えております。

○渡久地修委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　当山勝利委員。

○当山勝利委員　よろしくお願いします。

資料はないのですけれども、交通運輸対策の中の自動運転交通サービス地域実装推進事業について伺います。まず、令和６年度の実施状況について伺います。

○金城幸樹交通政策課副参事　県におきましては、高齢化、過疎化が進む地域において、高齢者等の移動支援、地域の活動支援を目的とした持続可能な公共交通サービスを、低廉かつシンプルな自動運転により実現することを目指して当該事業を行っております。

令和６年度におきましては、読谷村において未供用の道路を活用しまして、自動運転の実装に向けたカートの複数社の実証、技術検証を行うとともに、多良間島において、運転手付の電動カートを活用した高齢者等の集落内移動等を支援する実証実験の実施、また、自動運転バスの運転手付での実証実験の実施、また、住民合意等形成に向けたワークショップ等の実施を行ってまいりました。

以上です。

○当山勝利委員　新聞にちょっと書いてあったんですけれども、令和６年に多分レベル２でやっていたものが、今度はレベル４に上げてやられるというような報道があったんですが、そのことについて教えてください。

○金城幸樹交通政策課副参事　新聞報道ではレベル４という形で記事が掲載されてしまいましたが、今年度は運転手付のレベル２での実証実験を行うこととしておりまして、今、それをカートのほうで実施しております。

ただ、将来的に走行データの収集や分析、現行の関係法制度の整理等を行いまして、レベル４の無人相当の自動運転サービスを段階的に取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

○当山勝利委員　このレベル４の目標としてはいつ頃にされていますか、あれば教えてください。

○金城幸樹交通政策課副参事　まだ法整備等々の整理等もございますので、ちょっとまだ具体的にいつという形でお答えは難しいんですけれども、段階的に取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

○当山勝利委員　この実証実験は、多良間村で終わっても引き続きやられるというような話はこれまでの答弁であったんですけれども、そのときはレベル４でやる予定ですか。

○金城幸樹交通政策課副参事　こちらは県でレベル４までできれば、完成させた上で、多良間村のほうに引き継いでいきたいと考えているところです。

以上です。

○当山勝利委員　この事業はいつまですか。

○金城幸樹交通政策課副参事　今は、毎年度、毎年度、事業完成に向けてやるという形になっておりまして、最終年度というところは設定はしていないという形で考えております。

以上です。

○当山勝利委員　分かりました。頑張ってください。

次、何名か質疑がありました、わった～バス利用促進乗車体験事業について、もうちょっと深く聞きたいと思います。

利用者数が延べ80万人ということでしたが、まず、水曜日の延べ利用者数と、１日の最大と最小の利用者数を伺います。

○新城裕也交通政策課班長　お答えいたします。

わった～バス利用促進乗車体験事業の水曜日、計４日間の延べ利用者数は約42万3000人となっております。水曜日のうち、１日の最小の利用者数だった日が約９万5000人、最大の利用者数は約12万1100人となっております。

○当山勝利委員　今度は日曜日の延べ人数と、最大と最小の人数を伺います。

○新城裕也交通政策課班長　日曜日ですけれども、計４日間で延べ利用者数が約37万6400人となっております。

１日の最大の利用者数は約９万6300人、最小は９万700人となっております。

○当山勝利委員　分かりました、ありがとうございます。

結果として、曜日ごとの何倍何倍とありますけれども、平均すると何倍になったのでしょうか。

○新城裕也交通政策課班長　水曜日と日曜日の両方合わせまして、全体平均で約1.5倍の増加となっております。

○当山勝利委員　分かりました。

水曜日、それから日曜日、両方とも差はありますけれど、そこまで差は出てないぐらいの、ふだんは日曜日に利用されてないから3.1倍という形になったのかということが分かりました、ありがとうございます。

この事業は終わった後、その前後で何か利用者数に変化があったとか、何かそういうのを把握されていますでしょうか。

○新城裕也交通政策課班長　バスの乗車人数自体の統計データは、令和６年度のものがまだ公表されていない状況ではございますが、例えば県民アンケートの結果で、今後、運賃を払ってバスを利用したいという回答の方が74％いらっしゃって、一定程度バス利用を促す効果が発揮されたのかなと考えております。

また、バス事業者のヒアリングにおきましても、観光客の増とかいろいろ要因があるのでちょっと分からないんですけれども、一定程度の利用者数は増えているのではないかというコメントもいただいたりしております。

ただ、要因についてはいろいろな要因がございますので、簡単には分からないという状況でございます。

○当山勝利委員　今年度は、引き続き属性も含めた形で検証ができるような、そういうことをされるということですので、ぜひそこら辺も頑張っていただいて、公共交通が県民の足となるように頑張っていただきたいと思います。

ありがとうございます。

次、科学技術振興について伺います。その中の子ども科学技術人材育成事業というのがありますが、まず、令和５年と令和６年度の予算について伺います。

○寺本美幸科学技術振興課長　お答えさせていただきます。

子ども科学技術人材育成事業につきましてですけれども、将来の本県の科学技術、産業振興を担う人材の育成に寄与することを目的といたしまして、中高生を対象としたハイレベル型の体験プログラム、また、小学生に向けたボトムアップ型の体験プログラム、そのほか科学イベントなど、成長段階に応じたプログラムを実施させていただいております。

当該事業の当初予算額につきましてですけれども、令和５年度が4200万円、令和６年度が3423万5000円となっております。

以上でございます。

○当山勝利委員　令和６年度は、前年度より減ってしまったわけなんですけれど、令和５年度と令和６年度の参加人数について教えていただけますか。

○寺本美幸科学技術振興課長　お答えいたします。

令和５年度は１万5089名でございました。令和６年度は、イベントの内容の充実を図ったことなどによりまして、合計で２万3849人、8000人強ぐらいの増となっているところでございます。

以上でございます。

○当山勝利委員　予算は減ったけれども、それなりに工夫されて参加人数も増えたということで、それはちょっとよかったなと思いますが、参加者の反応について伺います。

○寺本美幸科学技術振興課長　参加者の反応についてですけれども、イベント等への参加者に対して実施したアンケート調査におきまして、各プログラムのほぼ全ての子どもたちが楽しかったと回答しております。また、ハイレベル型の体験プログラムに参加いたしました中高生の全員が、科学技術に対する意欲または能力、知識が向上したと感じると回答しているところでございます。また、イベントのほうに参加した子どもたちからは、理科について知らなかったこと、分からなかったことを新たに知れてよかった、保護者からは、大人も楽しめる内容で満足したといった感想などをいただいたというところでございます。

以上でございます。

○当山勝利委員　今、理系離れとかなんとかという話ですけれども、実際には、そういう理系の知識を必要とする職種の人材が必要とされているので、ぜひ、ここら辺の予算もしっかり獲得していただいて、引き続きやっていただきたいと思います。いかがですか。

○寺本美幸科学技術振興課長　ありがとうございます。

当該事業は、これから我々の産業振興を担う重要な科学人材を確保するために重要な事業だと思っています。この人材育成は我々だけではなく、ＯＩＳＴも連携をしながら、また、琉大やいろいろ先生方の御協力を得ながらしっかり対応していくものと考えておりますので、引き続き当該事業は関係機関連携の下、継続してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○当山勝利委員　続きまして、ヒト介入試験プラットフォーム構築事業について、令和６年度に実施された事業について伺います。

○寺本美幸科学技術振興課長　お答えいたします。

ヒト介入試験プラットフォーム構築事業についてですけれども、県内企業が健康食品の開発等に伴い実施する機能性評価、それに必要なヒト介入試験を県内で恒常的、経常的に利用できる体制を構築することが目的とした事業となっております。

令和６年度は、本事業で構築いたしました名桜大学を中心とするヒト介入試験のプラットフォームを活用いたしまして、令和５年度に引き続きまして、モデルケースとして県内企業の健康食品の１品を選定いたしまして、約100人の被験者に対して、４週間のヒト介入試験を行うことで、当該食品の有効性等の検証を行ったというところになっております。

以上でございます。

○当山勝利委員　これは令和６年度までの事業だったと思いますが。

○寺本美幸科学技術振興課長　そのとおりでございます。

○当山勝利委員　自走できるようにしたいというのがこの目標だったと思いますが、どうでしょうか。

○寺本美幸科学技術振興課長　当該事業は３年間、事業を実施させていただきました。その実施におきましてヒト介入試験を実施、運営する体制をまず構築するということと併せて、ヒト介入試験の一般的項目と考えられます特定健康項目の身長、体重とか、コレステロール値とか、血液検査等に関するといった一般的な試験の場合、１件当たりが民間の約半額となる1000万円以内の低価格で実施できることが確認できました。それを踏まえて、自走化に向けて一定の成果を得たものと考えております。

県内で恒常的、経済的ヒト介入試験を実施するためには、本事業で構築したプラットフォームが持続的に運営され、体制が維持されることが重要であると考えております。

このため、昨年度で事業は終わりましたけれども、県内の食品関連企業や健康産業協議会等の関連する法人等に対しまして、価格を明示したチラシを配布するということと併せて、県外企業にも活用してもらえるよう、県外で開催される展示会等において広く周知を図っているというところでございます。

県内の多くの企業にちゅうちょなく当該プラットフォームを活用していただけるよう、今後はさらに費用を安くするという観点から、検査項目を絞り込むなど、企業の経済基盤等に合わせた、より安価で効果的な試験デザインを行っていく方向で、今調整をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○当山勝利委員　今年度において、実際に何かやられているというものはありますか。

○寺本美幸科学技術振興課長　現時点では、県内企業等からの試験依頼はございません。

ただ、ヒト介入試験プラットフォームの中心的な役割を担っております名桜大学におきましては、本事業で構築しましたプラットフォームを活用いたしまして、令和４年度から文科省の事業を活用して、青森の弘前大学との共同研究事業として健康データの収集及び解析を行っております。同様な事業のようなものを今やっていますので、しっかり民間の企業が手を挙げるまで、こういった事業でどんどんどんどんノウハウを蓄積しながら、また、企業から応募があったときには速やかに対応できるよう、しっかりとした組織をつくって、維持しながら対応しているというところでございます。

以上でございます。

○当山勝利委員　人に協力してもらいながらやるということなので、これまですごく費用がかかっていた事業です。それが安価にできるようになったということですので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

成果報告の39ページ、ＤＸ人材確保育成市町村支援事業について伺いますけれども、ちょっと質疑を変えますけれども、支援しなかった市はありますか、全て支援しなかったのですか。

○大城博人デジタル社会推進課長　支援は、基本的には町村でございます。11市は個別ではやってございませんけれども、ＤＸに関する研修とか、ワークショップは全市町村を対象としております。

以上でございます。

○当山勝利委員　分かりました。

外部人材を活用したものに関しては、市は対象となっていないということですね。

○大城博人デジタル社会推進課長　市を対象としていないわけではなくて、具体的に小規模離島ですとか、ＤＸ担当者を専任で置いていない、ちょっと体制に若干課題があるようなところが、どうしても特に北部、離島の町村というところでございます。

以上でございます。

○当山勝利委員　ここに20町村対象にということがあります。多分、されていないところもあると思いますが、そういう町村に関しては、体制ができているということですか。

○大城博人デジタル社会推進課長　具体的には、特に竹富町などは、やはり役場が石垣市のところにあるということもございまして、行政ＤＸがかなりほかの市町村よりは意識も高く進んでいる状況でございます。

県内の町村においては、基本的には中南部の町村は今のところ、専任もいて体制もしっかりしているので、我々としては、それ以外のところを支援しているというところでございます。

以上でございます。

○当山勝利委員　分かりました。

その外部人材を活用した伴走型の支援について、具体的にどういう支援をされたか伺います。

○大城博人デジタル社会推進課長　お答えします。

我々、基本的には委託事業で支援員を四、五名体制を取りまして、１人四、五町村を担当に充てて、１年間ではないですけれど、半年から10か月ぐらい週に１回とか、行けないときにはオンラインでということを、支援員を専任で置いてやっているという状況でございます。

以上でございます。

○当山勝利委員　具体的にどういうことを支援したとかありますか。

○大城博人デジタル社会推進課長　今、デジタル庁のほうで進めています全国で基幹業務システムを統一、標準化しましょうという取組がございます。これはやはり一担当職員とシステムのエンジニア、ベンダーが個別に調整をしながら進めていくんですけれど、やはり専門性がないところに関しては、なかなかここは厳しいというところで、我々の委託事業で専門員を派遣して、一緒にシステムのベンダーから意見を聞きながら、こちらで調整をしているというところがメインです。そのほかにも、やはりそれぞれの市町村内のバックヤード側の業務効率化も、場合によっては国の補助金を活用して、フロント側、書かない窓口、行かない窓口みたいな業務について、我々、情報提供とか、よい事例を横展開しているというところでございます。

以上です。

○当山勝利委員　分かりました。

どうしても財政的に厳しいと、小規模な町村は人材を置けないところが出てくると思いますので、ぜひしっかり応援していただいて、県内のＤＸ化を推進していただきたいと思います。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

午前11時54分休憩

午後１時15分再開

○西銘啓史郎委員長　再開します。

では、午前に引き続き質疑を行いたいと思いますが、その前に、先ほど高橋委員の質疑に対しまして、武田企画部長から追加の答弁、説明を行いたいとの申出がありますので発言を許します。

武田真企画部長。

○武田真企画部長　先ほど午前の答弁の中で、債権に関して資料がほしいというお話があった件です。歳入歳出決算書のほうの財産に関する調書の中に、今、タブレットのほうで出されていますけれど、財産として公有財産、物品、債権、基金の４種類があるんですけれど、そのうちの債権のところに、ちょうどこのお手元の資料だと下から５番目が地方総合整備資金貸付金のほうの残高というのが、一番右側のほうに記されております。

県のほうの債権については、全てこちらのほうに表示されているところでございます。

○西銘啓史郎委員長　大田守委員。

○大田守委員　まず、企画部の主要施策の49ページをお願いいたします。

離島ＩＣＴ利活用人材等高度化事業が令和６年度まであるんですけれども、まず、高度化人材を50名育成した、テレワーカー等向け説明会を50回行ったという形なんですが、これはどれぐらいまで高度化された人材を生んだのかどうか。それと、あと離島はどういったところでやられたのかどうか、その成果を含めて教えてください。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

まず、本事業は県内の離島地域、18の離島市町村で実施しております。テレワーカーの、いわゆる人材育成、そして就業支援を行う民間事業者に補助をして、離島住民の収入の安定及び向上を図ることを目的としております。

令和元年度から令和６年度の６か年で、計907人の離島住民をテレワーカーとして登録しております。その売上げですけれども、令和６年度の売上げが4335万2000円で、実際に受注した延べ人数は1587名となっております。

以上です。

○大田守委員　６か年で907名の高度化人材が生まれたということなんですけれども、もし成果が出ているということであれば、今後も継続されるのかどうか、この点を伺えますか。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

まず、令和６年度に対象者といいますか、実際に事業を通して受注を受けた方にアンケートを取ったところ、９割近くの方が今後もテレワークの就労を続けたいという回答がございました。

それを踏まえまして、当然、民間事業者が行う事業の補助ということですので、令和７年度から令和９年度までの期間を区切っておりますけれども、引き続きより高度な案件に対応できる方を育成しようということで、令和７年度も実施をしております。

○大田守委員　民間事業者に委託という形ですけれども、この６年間、そして、今後３年間もまた同じ事業者がやることになるんでしょうか。

○島袋秀樹地域・離島課長　基本的には公募という形ですけれども、今のところ、６年度まではＪＶを組んでやられていたと。７年度からは、単独の事業者ということで実施していただいております。

以上です。

○大田守委員　公募はかけないと、委託という形でよろしいでしょうか。

○島袋秀樹地域・離島課長　公募は実施しております。公募に応募してきた事業者に対して補助をするということです。

○大田守委員　公募に応募してきた企業というのはこの１社だけなんでしょうか。

○島袋秀樹地域・離島課長　はい、そうです。

○大田守委員　ありがとうございます。

いい結果が出ているのであれば、継続をよろしくお願いいたします。

次、50ページの移住定住促進事業は令和４年度から始まっていますけれども、執行率が89％ということで、１割できなかったということは、どういった理由があるんでしょうか。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

まず、この移住定住促進事業においては、移住コーディネーターを配置している相談窓口を設置するということで、県外での移住フェアへの出展、そして移住体験ツアーの実施、あと移住応援サイト、おきなわ島ぐらしというウェブサイトを構築しておりますけれども、そのサイトの運用などに取り組んでおります。不用の主な要因としましては、県外で予定していた移住フェアへの出展の数を減らしたということが主な要因でございます。

以上です。

○大田守委員　令和４年度から５年度、６年度という形でやられておりますけれども、成果は出ているんでしょうか。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

まず、令和６年度の事業実績として、県に設置した移住相談窓口に281件の移住希望相談がございました。これは対前年度比56件の増です。移住応援のウェブサイト、おきなわ島ぐらしの令和６年度のアクセス件数19万4323件、対前年度比１万7983件の増となっております。

実際に、移住者の数がどうだったかというところですけれども、転入してきた方について、移住かどうかという確認をしていないので、県全体での正式な移住者の把握というのはなかなか困難なんですけれども、県のほうから離島過疎地域の20市町村に対して移住者の数を照会したところ、令和５年度ですけれども、県外から合計で97名の移住者があったという回答をいただいております。

以上です。

○大田守委員　結果として、この事業の影響を受けての移住者が97名ということでよろしいでしょうか。それとも、そういったものも全く把握されていないですか。

○島袋秀樹地域・離島課長　今、申し上げました97名というのは、市町村に照会をして把握している数字です。当然、その中には県の窓口に相談があったであるとか、ウェブサイトで情報収集したということもございます。

ただ、そこも含めて市町村も一緒に移住フェアに出展したりしていますので、全体としてこの97名であったということでございます。

以上です。

○大田守委員　なかなか移住というのは厳しい面があると思うんですよね。糸満のほうでも国の農水省の移住フェア、移住事業をやったんですけれど、結局30名のうち移住したのは１人なんですよね。家族を含めて４名なんですけれども。

ただ、離島や過疎地域に関わる人が１人でも多くなれば、結果はおのずと出ますので、ぜひとも頑張っていただきたいと思っております。

51ページ、お願いいたします。

県有施設ＦｒｅｅＷｉ－Ｆｉ整備事業ですけれども、執行率が65.5％で結構低いんですよね。その

理由は何でしょうか。

○大嶺寛情報基盤整備課長　この事業は、Ｗｉ－Ｆｉ機器を設置することになっているんですけれども、この設置に当たりまして、施設の利用形態によって人の集まる場所とか、時間帯、人数、年齢層といったのが異なっております。また、設置場所によっては、このバックボーンになる光回線がそこまで来ているかとか、電源はちゃんとあるかとか、そういったところの確認であったり、この無線を遮断するような障害物がないかとか、干渉するようなほかの無線機がないかとか、そういったところはいろいろ現地確認等をやっておりました。また、その施設管理者とも、電気通信事業者、電気事業者ともヒアリング等いろいろやって、ここで現場を把握するのにちょっと時間を要したというところがございまして、ちょっと運用の開始が遅れました。遅れたことによって、当初見込んでいた回線の使用料と保守料が不用になったということでございます。

○大田守委員　開設がなかなか進まないと。令和６年度でまだ１年間の事業ですので、それを受けて令和７年度はどういった形で動かれていますか。

○大嶺寛情報基盤整備課長　令和６年度の経験を踏まえて、今、事前にチェックリストみたいなのをつくって、施設管理者といろいろ交渉して、早めに詰められるような状況にしております。それに見合うような形で、この回線使用料と保守管理料、そういったものを今組んで、実際に現場のほうで対応しているというところでございます。

○大田守委員　沖縄県のリーディング産業は観光産業です。観光客の皆さん方が集まる施設で入っていないのがまだまだあるんでしょうか。

○大嶺寛情報基盤整備課長　この事業で、令和８年度までに多くの県有施設に整備したいというところで考えておりますが、令和８年度に、あと15施設程度の整備を今予定しているところでございます。

○大田守委員　せめて、観光で来られる場所、県の施設であれば、早急に全て100％、本来は設置すべきだと思っております。お膝元の県庁の中はいかがでしょうか。

○大嶺寛情報基盤整備課長　県庁の庁舎内には、無線ＬＡＮが全課で使えるような形で整備は進んでございます。

○大田守委員　分かりました。よろしくお願いいたします。

なるべく早く設置が終了するようにお願いいたします。

41ページの鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業についてですが、その中で、令和６年度で中北部、南部の各圏域において協議されたということをおっしゃっているんですが、協議内容についてはどういったものが主な内容だったんでしょうか。

○神里長次郎交通政策課公共交通推進室主幹　お答えいたします。

県では、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、南部圏域の市町村や交通事業者との連携交通会議を開催しております。コミュニティーバス、路線バスの連携など、住民の移動ニーズを踏まえた広域的な公共交通の在り方について検討を進めているところです。

今後、南部地域にふさわしい公共交通の在り方について、ＬＲＴ、ＢＲＴなども含め、幅広く検討することとしております。

以上です。

○大田守委員　この協議内容の中で、沖縄戦で破壊された鉄軌道の復旧であれば、私は糸満を外してはいけないと思っているんですよ。戦前の鉄軌道は、糸満から那覇、そして嘉手納線と、糸満、那覇、与那原線のほうの線路だったと思っております。

鉄軌道の復旧であれば、私は糸満からやるべきだと思っているんですけれども、県の考えはいかがでしょうか。

○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長　お答えいたします。

現在の沖縄鉄軌道の概略ルートは、平成30年に学識経験者による専門委員会及び、延べ６万2000件の県民から寄せられた意見などを踏まえて、事業効果や採算性、事業費などを考慮しながら、那覇から名護を１時間で結ぶルートというのを決定しております。

県では、この鉄軌道の非沿線地域を含めた多くの県民や観光客が利便性を享受できるよう、基幹軸である鉄軌道の導入を見据え、鉄軌道と各地域とを結ぶフィーダー交通ネットワークの構築に向けて、取組を進めているところであります。

○大田守委員　皆さん方は、簡単にフィーダー交通と言いますけれども、現状として、バスの運転手は最盛期の一番多いときで2900名、それが現在1641名なんですよ。僅か５年間ですよね、これだけ減っています。

そういった中で、フィーダー交通をどういった形でやるのか分かりませんけれども、公共交通の中

に、私はタクシーも入ってくると思います。タクシーのほうは、一番最盛期が2009年です。１万41人いた運転手が、現在5000名なんですよ。だから、根本的にフィーダー交通とか言うんですけれども、なかなかそれも立ち行かない状況になるんじゃないかなと思っております。そして、朝夕の混雑時の那覇市の平均的な交通速度は、全国で一番低いですよね。朝夕の那覇市が混んでいるときの平均速度が10.5ですよ。全国は30.8ですよね、３分の１です。この那覇市内に、どれだけ自家用車を入らないようにするのか。そうなってきますと、あとは、やはり鉄軌道を導入して、定時発定時着、これが必要だと思うんですよね。そういった中では、南北を縦断する糸満から名護まで、私は必要だと思いますけれども。東京都のほうが13.9、やはりこの状況を直すためには、定時で発着できる鉄軌道をしっかりと県内の本島で整備するべきだと思っておりますけれども、再度お伺いいたします。その考えは、いかがでしょうか。

○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長　委員御指摘のとおり、この鉄軌道の導入については、やはり県土の均衡ある発展であったり、県民の交通の利便性の向上というのを図るためにも、すごく必要なシステムだと認識はしております。

御指摘のあったとおり、やはりバスの運転手であったり、タクシーの運転手なども今すごく減ってきていて、リソースが限られているところがございますので、市町村との圏域の協議の中でも、そういったリソースが抑えられる中で、どう公共交通を効率的にこのネットワークを組めるかというところで、今、協議をしているところでございますので、そういった形で、鉄軌道と結ぶフィーダー交通の在り方についても検討を進めていきたいと考えております。

○大田守委員　定時でやるために、鉄軌道の中にはいろいろ何種類かありますよね。路面電車もありますし、最近であれば、富山あたりであればＬＲＴという最新型のもやっております。そういったものであれば、この建設費が安いんですよ。モノレールの３分の１なんです。鉄軌道の約半分なんですよね。そういうことも考えた場合には、やはりこの南部の路線で、同じ軌道の中でも路面電車、ＬＲＴのほうも、私は県が率先して話を出して行くべきではないかと思っております。今、通勤通学に使う自動車の数をどれだけ減らすか。これを減らすことによって、交通渋滞による経済的損失も大きいですよね。沖縄の場合は、自動車の通勤通学は約７割近い、67％近くあります。でも全国は46.9％なんですよ。この差は大きいですよね。ましてや、沖縄は細長い島になっている土地柄です。そこは自動車の数をどれだけ経済の中心地にある場所で減らしていけるのか、それが必要だと思っておりますので、そうなってくると、やはり公共交通のための鉄軌道、これをしっかりと私は考えてほしいと思っております。これは提言です。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　主要施策の報告書の45ページ、わった～バス利用促進乗車体験事業について質問いたします。

課題について触れられてもいるんですけれども、やはり通勤通学者から、バスに乗れなかったであったりといった声もあったんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○新城裕也交通政策課班長　お答えいたします。

委員がおっしゃるように、昨年度のバス無料の乗車体験事業ですけれども、日常使いでのバス利用以外に、無料による非日常的な長距離バスの利用者の方も多く、朝の通勤通学などで、ふだんの利用客が乗車できないという状況も生じたものと把握しております。

今年度は、バス無料事業の成果や課題を踏まえまして、県民からモニターを募集し、バス、モノレールの利用料金を半額にする実証事業を行うこととしております。

この事業の中では、実証期間中、昨年度の課題も踏まえまして、平日は午前９時以降の乗車、土日祝日は終日利用を対象として実証事業を行うこととしております。

以上です。

○宮里洋史委員　ありがとうございます。

直接、このわった～バス利用促進乗車体験事業のことではないんですけれども、その前にある、例えばシームレスな交通体系だったりとか、公共交通機関、バスの利用を促進していこうという県の流れがありますけれども、今話したように、ピーク時間の満車率みたいな調査は、ネットで調べても探せなかったんですが、県として行っていたりするのでしょうか。

○新城裕也交通政策課班長　例えばですけれども、最近ですとパーソントリップ調査の中で、このピーク時間帯の輸送量に関しては満車に近いといいます

か、オフピークに比べて乗車率が高いとか、そういったデータが出ております。

以上です。

○宮里洋史委員　これは事業の、決算質疑というよりは要望なんですけれども、このピークを乗り越えるために、バスの運転手の資格取得だったりとか、様々取組されていると思うんですけれども、やはりそういった供給が足りない状況の中で減便されている、地方からというか、市外から那覇に通う方々の声が本当に多数ありますので、その点も踏まえて、このバスの交通体系を今後期待したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に大規模駐留軍用地跡地利用推進費についてでありますけれども、この事業は平成24年からと書かれているんですが、用地の取得というのもあるんですけれども、この取得に至った経緯とか、どのような流れになっているんですか。

○伊良部孝一県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　お答えします。

駐留軍用地の跡地利用につきましては、道路や公園、学校などの社会基盤の整備が必要となってまいります。

しかし、今後返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約９割が民有地となっておりまして、公有地が極端に少ない状況となっております。そのことから、跡地利用を迅速に進めるためには、返還前の早い段階から公共施設用地を確保することが必要であるということから、沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金を財源として、跡地利用推進法に基づく土地の先行取得を実施しているところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員　事業内容の実績のほうにも書かれていますけれど、普天間飛行場跡地だったりとか、嘉手納以南の土地に関しての絵を描いていかなければならないという沖縄の使命な事業だと思っております。そこでですけれども、返還を勝ち取ると、返還をした後の跡地利用ですから、この返還の条件はどのようなことになっていましたか、普天間でいいですけれど。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、企画部長から質疑内容について説明があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　返還後の跡地利用の事業でありますけれども、今ある普天間飛行場は、どちらに行く話になっているんでしょうか。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、宮里委員から質疑内容について説明があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

伊良部孝一県土・跡地利用対策課跡地利用推進監。

○伊良部孝一県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　沖縄における在日米軍施設区域に関する統合計画によりますと、普天間飛行場の返還条件としましては、海兵隊飛行場関連施設等のキャンプ・シュワブへの移設等が返還条件となっております。

以上です。

○宮里洋史委員　大変重要な跡地利用の事業ですけれども、何年も積み上げてやっていると思うんですが、この取得した土地とかの跡地利用に関しての事業実施時期というのは、今、計画の中で書かれてはいるんですか。

○伊良部孝一県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　現時点では、具体的な実施時期等は明記しておりませんが、返還後、速やかに跡地利用が進むように準備して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員　引き続きよろしくお願いいたします。

最後の質問になるんですけれども、今、沖縄県の経済界が推進されているＧＷ2050は、跡地利用の話が多く含まれているプロジェクトになっていると思うんですけれども、その計画と同事業とかの関連性というか、この親和性とか、それとの連携とか、今考えられているものがあればお願いいたします。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　ＧＷ2050プロジェクト推進協議会が検討しております構想におきましては、基地返還跡地の一体的利用と、那覇空港機能強化を目指す構想であると認識をしております。

一方で、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想は県が策定しておりますけれども、令和８年度の改定、改正を目指して検討を行っているところであります。

県としましては、ＧＷ協議会の構想に係る調査結果は、これからまた出てくるかと思いますので、それを踏まえまして、駐留軍用地跡地利用に取り組む関係する６市町村と緊密に連携をしながら、丁寧に議論をしていくことが重要だと考えております。

以上です。

○宮里洋史委員　以上です。

ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長　徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　よろしくお願いします。

令和６年主要施策の成果の中からお聞きしたいと思います。

まず初めに41ページをお願いします。鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業の中からお聞きしたいと思います。令和６年度の１年で進めた議論、協議相手、そして協議回数を伺いたいと思います。

○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長　県では、令和６年度の鉄軌道の導入に向けて、国が課題としている費用便益比などのさらなる向上に向けた調査のほか、鉄軌道と有機的に接続するフィーダー交通の導入可能性調査を実施しております。

鉄軌道導入に向けた費用便益に関する調査については、国と県のそれぞれの調査内容などについて随時情報共有を行うとともに、便益検討会へのオブザーバー参加や、機会を捉えて協議の場を設定しており、令和６年度においては、年度当初と年度末の２回、意見交換を実施しております。

鉄軌道と有機的に連携するフィーダー交通の導入可能性調査については、令和６年度に、本島内の全26市町村を対象に、地域拠点や交通拠点の位置づけの確認、鉄軌道やフィーダー交通に期待する機能、役割などについてヒアリング、意見交換を行い、調査検討を進めているところです。

県としましては、引き続き利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、国、市町村、交通事業者とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員　休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員より、市町村と何回協議を行ったか等細かいところまで答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長。

○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長　フィーダー交通の導入可能性調査については、26市町村を対象に実施しているんですけれども、これは各市町村ごとに一回一回やっておりますので、26回協議をしております。

以上です。

○徳田将仁委員　今の話の続きなんですけれど、それでいけば、協議の回数がそんなに多くないと思う中で、5200万という予算の根拠というか、その内訳まで説明お願いします。

○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長　令和６年度の鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業では、委託料として4570万6000円、旅費が364万8000円などとなっており、この委託料なんですけれども、委託料のうちフィーダー交通導入可能性調査というのが3025万、機運醸成ということで、経済波及効果などを調査したのが557万7000円、それから市町村連携交通会議運営に899万8000円というところになっております。

主なものは以上です。

○徳田将仁委員　ありがとうございます。

今の話によると委託が4570万、そのうち3000万が新たなフィーダー交通の協議とかもあるんですけれど、今まで本当にいっぱい調査業務、委託業務とか協議も重ねてきたと思うんですよ。それで現時点での県の認識というのはどういった状況なのか、確認したいと思います。

○平良秀春交通政策課長　今、委員が御指摘いただいている事業はいろいろな要素が入っている事業でありますけれども、一つ絞って御説明させていただくと、やはり鉄軌道の導入というのが非常に大きなテーマかなと思っております。

御承知のとおり、鉄軌道の導入につきましては今、費用便益比というところが課題になっていると。費用便益比につきましては、県としては一度、１を超えるような結果が出ておりますけれども、さらに効果が上がって費用便益比を高めていく調査を昨年度、今年度と続けております。

その結果を踏まえまして、来年度、新たな費用便益比を、ちょうどパーソントリップのデータも出ているところですので、最新値を出した上で、内閣府と次のフェーズとして協議をしていこうというところでございます。

今、費用便益比を高める調査というのを昨年度、今年度かけて実施をして、来年度さらに早期実現に向けた交渉を進めていこうという状況であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○徳田将仁委員　今、費用便益、このビー・バイ・シーという中で、1000万人という観光客も含めて、新たなフィーダー交通というのは利用者になるわけ

ですから、この観光客を公共交通に誘導するような具体策というところは、県としてはどのように検討しているのか、お答えください。

○平良秀春交通政策課長　基本的には鉄軌道ということではなくて、今既存の公共交通をいかに観光客にも使っていただくかというところも、一つの視点かなと今の御質問に対して思っているところでございます。

観光部局とも連携しながら、例えば那覇空港のバスの乗車環境の改善等にも取り組んでいるところでございます。

そういったところは、我々も関係部署と連携しながら、しっかり取り組んでいこうと考えているとこでございます。

○徳田将仁委員　ビー・バイ・シーを計算する上で、観光客の移動の交通計画といったところもやはり組み込んでいかないと、まずこのビー・バイ・シーは出せないのかなと思っているんですけれど、そこは組み込んで、ビー・バイ・シーを出しているということでよろしいですか。

○平良秀春交通政策課長　まず前提となっている現状のビー・バイ・シーでは、モデルとなっている観光客数は設定しているんですけれども、今現在検討している費用便益比計測の可能性のある幾つかの項目がございます。

そのうちの中の一つとして、やはり観光客の増加による効果というのは、新たに加えた上でビー・バイ・シーを出そうという試みも、今進めているところでございます。

○徳田将仁委員　ビー・バイ・シーが低いままで、今は低いからやっぱり事業化ができないというところがネックだと思うんですね。これ平成24年度からやっているんですよね。やっていて、現時点での観光客は1000万人、コロナ前も1000万人で、コロナ禍後にまた1000万人にも近づいてほぼ戻ったという中で、その計画にビー・バイ・シーが入っていない、現在入っていないのなら、到底何の資料かと国もそう思うと思いますよ、僕も。その中で国への要望、交付金要求の中で、正直、このビー・バイ・シーだけでは図れないという部分もあると思うんですね。

先ほど大田委員からもあったように、歴史的に鉄軌道が昔あったわけでありますから。そういった歴史的な要因ももちろんあるし、観光の効果も含めて、あと防災機能も含めたときに、この特例の評価を、やっぱり知事というのは、国のいろいろな機関に働きかけていかないといけないと思っているんですけれど、知事はどのような行動をしているんですか。

○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長　お答えいたします。

知事におかれても、鉄軌道の導入というところで、毎回、国への要請などをやっておりますし、特に８月の国庫要請のときは、毎年併せて鉄軌道の導入を求めているところであります。また、各大臣が来県された場合にも、その際も毎回、この鉄軌道の導入についても求めているところでございます。

○徳田将仁委員　今の話でいうと、部局としては、このビー・バイ・シーをつくる上で、観光客も含めた新しいビー・バイ・シーをつくることを優先、でも知事はしっかりと国に対して要請を行うときに、例えば毎年８月に行っていますよと、ただ要請しているだけでは何も変わらないと思うんですね。知事の政治姿勢としても、例えば経済界、産業界と一体となって要請を出すといった行動が見られないんですよ。やっぱりそれだけではなくて、県民への理解の部分でも、例えば鉄軌道がなぜ必要なのか、これがあると生活がどう変わるのかという部分も、何か強い発信力がないんですね。今、そういったところが１番の問題ではないのかなというのは思っているんですけれど、そこら辺はどう考えていますか。

○平良秀春交通政策課長　おっしゃるとおりでございます。

やはり県民が望む鉄軌道ということでございますけれども、以前は割とこういう機運醸成的なアプローチがありましたけれども、ちょっとコロナ禍を経て、そういった取組も少し止まっていたという状況もございますけれど、今年度からは、例えば小学生向けのワークショップとか、あと鉄軌道の必要性などを理解していくような、もっと多くの県民が参加するといった普及啓発、機運醸成のイベント等も今年度から開始していこうと思っております。

おっしゃるとおり県民の機運というのを高めつつ、あとビー・バイ・シーにつきましても、観光客の増加というのは当然入っているけれど、観光客が増加したことによる、さらに観光客の滞在が増えていって、さらに経済的に効果が出てくる、そういった観光からの深掘りみたいなところもビー・バイ・シーで読めないかとか、あと面整備等、市街地再開発等も含めたまちづくりの面整備の効果といったこともビー・バイ・シーとしてカウントできないか、さらに経済波及効果等もビー・バイ・シーとちょっと別の観点になりますけれども、検証しながら、こ

の鉄軌道導入が沖縄に非常に重要であるということを県民にもよく知っていただくし、国にもしっかり伝えていく、そういった取組をさらに強化していきたいと考えているとこでございます。

○徳田将仁委員　知事の政治的手腕が一番大事なところでありますので、皆さんも下からしっかり持ち上げて頑張ってほしいと思います。

次、行きます、44ページお願いします。

バス路線補助事業費の部分から質問したいんですけれど、バス会社自体の経営や運営体制には問題はないのか、少しお聞きしたいと思います。

○新城裕也交通政策課班長　お答えいたします。

沖縄県内では約270系統のバス路線が運行されておりまして、これらの路線のうち、学生高齢者等を含む、地域住民の日常生活の足として欠かせない移動手段ではありますが、運賃収入による運行の維持が困難な路線37系統に対して、国市町村と連携して支援を行ったところでございます。

これらの支援に当たっては、国、県、市町村、交通事業者等で構成する協議会において、運行系統ごとの収支や運行するサービス水準、欠損の改善に向けた取組等を盛り込んだ生活交通確保維持改善計画を策定し、国の認定を経て、計画に基づき支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○徳田将仁委員　ありがとうございます。

37系統が赤字というところで交付金のやり方というか、そこら辺少しお聞きしたいんですけれど。赤字だから補塡しているという補塡方法なのか、それともバス会社自身が経営改革して、効率化、努力を条件に補助金を出しているのか、お聞かせください。

○新城裕也交通政策課班長　基本的には先ほど御説明しました、生活交通確保維持改善計画を策定する際に、国の定めた要件などがございまして、輸送量とか、あと通学、通勤に必要な生活路線であるといったところも条件になっております。

今おっしゃっておりました民間事業者の業務効率化等といったところでございますが、そのバス事業の運行改善等の取組とか、サービス水準の改善など、そこも含めて審議することになっております。

○徳田将仁委員　バス会社からの路線利用のデータというのは取られていますか。

○新城裕也交通政策課班長　今御説明申し上げました、この生活バス路線の維持確保のための計画、認定に当たりましては、バス事業者が路線ごとの利用者数のデータを収支費用等のデータと合わせて提出しまして、最終的には国において補助要件に適合するかどうか審査することとなっております。

以上です。

○徳田将仁委員　僕はこの利用データを取っているかと聞いたんですけれど、今後も恐らくですけれど、毎年この赤字補塡は続いていくのかなと、今までの現状を見ると思うんですね。

その中で、バス会社からの利用データを基に考えていくと、僕はあまりよくないのかなと今思っているんですよ。例えばバス事業というのを、一旦真っさらに考えることも今後は大事なのかなというふうに私は思っているんですけれど。例えばＮＴＴさんが行っている人流データ、またモバイルデータ、モバイル位置情報データとかを使用して、どの時間帯に、どこに向かって人の流れが集中しているかというデータが取れるんですね、これは皆さんも御存じだと思います。携帯の端末がどこにあって、例えば一つの祭りがあって、その祭りのどの時間帯にどれだけ集中している、何万人が来ているというデータも今は容易に出せるんですよ。そういったのを使って、例えばこの時間帯は那覇に集中しているね、那覇から帰る時間帯だとこの時間がすごいね、その時間帯に、それがどこまで動くかというのをモバイルデータとかを見ながら、そういうときに増便したり、逆に言ったら、収益を上げるような考え方というのを持ってくれないのかなと私は思っているんですよ。また、逆に新たな需要がある路線を精査し直す、この路線は相当人が流れているな、この路線をつくろうかというところがバス需要の再生の道だと考えるんですけれど、そういう対策はどういうふうに考えていますか。

○新城裕也交通政策課班長　今、委員御指摘、御提案などございました、 ＮＴＴドコモのデータを活用するといった点ですけれども、方向性とか思いとしては、バスの利便性向上とか利用促進とか、そういったものをデータに基づいて、今だったら取れる技術とかに基づいてやったらどうかということだというふうに理解いたしました。

先ほど、事業者の経営改善に向けた取組について、少し答弁させていただきましたが、例えばその中では市町村で交通会議を開いておりまして、その交通会議の中に、また事業者も参加していただいて、この市町村の課題について一緒に認識したりとか、そういった取組も行っております。

市町村によっては、こういった人流データとか

も活用しながら、人の移動とかも加味しながら、こういった全体の交通を検討していくという取組もされてまして、そういった中でバスのサービスレベルの向上とかを図っていくことは、確かにおっしゃるとおり、重要だと考えております。

○徳田将仁委員　これバス路線の補助事業の事業だと思うんですね、そこら辺はしっかり考えてほしいと思います。

関連しますので、そのまま45ページに移動したいと思います。

わった～バス利用促進乗車体験事業の中で、今回は８日間無料にするという事業だったと思うんですけれど、８日間無料にするために２億円をこうやって使えるのであれば、今アクセスが悪い高校とか、各地域でちらほらあると思うんですが、例えばスクールバスを直接学校に寄贈してあげたほうが、県民の悩みの解決としては、成果としては、僕はあるのかなと思ったりするんですけれど。

その関連で、先ほども話したんですけれど、乗っている人の考え方を今考えていると思うんですね。

でも、どうやったら乗っていただけるかというのを考えたときに、移動だけではなくて、新規事業で考えるのだったら、バスに乗るということ自体の定義を少し違う方向で考えたとき、乗るたびに地域で使えるポイントとかが貯まっていくような仕組み、全く違いますよ、皆さん考えと違うはず。移動するという考え方が違う考え方なんですけれど、この通勤、通学、買物も、日常の移動も対象として、乗るほど、地域がポイントとかで元気になっていくような地域還元ができるような考え方とか、そういうことを提案するような事業のバス利用促進にできないのかなという、そうすると人が動いていく、バスの利用促進になっていくのではないかなと思うんですけれど、どう思いますか。

○平良秀春交通政策課長　お答えいたします。

まさにそういう交通事業者だけの話ではなくて、いかに経済活動、付加価値を生むような仕組みの中で、利用促進を図っていくかという御提案だと受け止めております。

ちょうど昨年から、総合事務局を中心に沖縄交通リ・デザインというキーワードで取組が進められておりますが、沖縄交通リ・デザインというのは国土交通省の大きな柱ではございますけれども、沖縄総合事務局は、沖縄の地域に合わせて官民連携でそういうデジタル技術とか、この経済との連携とか、あとは県民の意識変容、行動変容、こういったことを総合的に官民で取り組んでいこうという方向で今、官民の連携会議などを開いておりまして、昨年は共同宣言等もしたところでございます。

我々のほうもこの中にも参画させていただいて、交通事業者以外の様々な金融機関等の方々とも議論を始めているところでございます。

そういった委員の御提案等も、こういった中でも意見交換させていただきながら、新しい展開が生まれてこないかというところを、ぜひ検討させていただければと思っております。

○徳田将仁委員　最近では、夜間の減便に対しての声も多く聞くんですね。そういう中で、先ほど言ったモバイル位置データみたいな形でも、有効な時間帯であれば、きっと那覇に人が夜に飲みに来たんだとしたら、那覇からまた人が帰っていくとかというのを、時間帯でルートをはじき出せるのであれば、十分バスの収益を上げる可能性というのは、また考えきれるんじゃないかなと思うんですけれど、そういったことを何か新たに挑戦していく、そんな事業提案をすべきだと考えるんですけれど、どう考えますか。

○平良秀春交通政策課長　やっぱりオープンデータ等も含めて、データを活用して、どういった形で改善していくかはやっぱり非常に重要だと思っておりますので、御提案を踏まえながら、また引き続き研究、検討させていただければと思っております。

○徳田将仁委員　今年度も12月、１月に半額事業をするということなんですけれど、ただ考え方の問題なんですけれど、うちでこうやって単費を出していくというより、地域巻き込み型でつくり上げていくという方向性をしっかり見出して、新規事業として提案していただきたいと要望して終わります。

○西銘啓史郎委員長　島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　よろしくお願いいたします。

まず、主要施策の中から、54ページの離島航路補助事業なんですけれど、これ昭和47年から継続できております。

これまでの経緯と、今後の考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

○金城幸樹交通政策課副参事　この事業につきましては、県として離島航路を確保、維持することにより、離島の定住条件の整備を図るため、航路事業者が、離島航路の運航により生じた欠損額を国、市町村と協調して、補助を実施しております。

令和６年度におきましては、令和４年10月から

令和５年９月までの収支で赤字であった14航路について欠損補助を実施しております。

今後につきましても、やはり定住条件の整備として、この航路の安定的な運行というのは重要だと考えておりますので、引き続き維持確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○島尻忠明委員　ここ直近で、この建造した船があったのかどうか。なければ、いつ頃そういうのがあったかどうかと、その地域名をお聞かせください。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、平良交通政策課長から質疑内容について確認があり、島尻委員より、船の建造やリースがあったのかどうかについて答弁するよう発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

平良秀春交通政策課長。

○平良秀春交通政策課長　お答えいたします。

今委員の御指摘は、主要施策の報告書の中の課題のところにリース料が入っているという御指摘だと思います。基本的には、沖縄県離島海運振興株式会社のほうからのリースという形で、離島の航路を運航している事業者、これ市町村も含めて、それはございます。建造した経緯ということであると、最近だったら津堅島に就航しているフェリー等は離海振のほうでつくっていただいて、それをリースするという形で運行しているという状況でございます。

以上でございます。

○島尻忠明委員　ちょっと冒頭、これまでの経緯を聞いたんですけれど。昨今、いろいろ生活環境が大変厳しいものになっていて、これが果たす役割は大きいと思うんですけれど。

今後、多分いろんなエネルギーとか、石油高騰とか、物価高騰とかあって、大分島民に負荷されることがあると考えられるんですけれど、その件については、皆さん、どういうふうに考えていますか。

○平良秀春交通政策課長　まず、お答えいたします。

離島住民の負担ということに関しましては、航路事業者の運賃の価格をどう設定するかというところに尽きるところがございます。基本的には、今、航路事業者のほうで、運賃を値上げしていくという動きはあまりなくて、反対側として、営業費というのは、やはり燃料高騰、人件費の高騰、あとは先ほどおっしゃったリース料のこともございますし、修繕費等も今非常に高騰してきております。

そういった部分につきましては、営業費と、そういった収入を差し引いた分の欠損額という形で、国と県と市町村のほうで欠損分を支援していると。そういった形で航路を維持していて、現状としてあまり大きな住民の負担というのは、一般的に多くの離島航路の中では見られていないと、運賃の値上げというのは起こっていないと、そういうことで認識しているところでございます。

○島尻忠明委員　ぜひいろいろ環境の変化もありますので、注視しながら継続していただきたいと思っております。

主要施策の成果報告書の52ページの沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の件なんですけれど、これに関しても、課題として本事業の安定かつ継続的な実施とあるんですけれど、どういったことが背景にあるのかどうか。

今事業を進めるに当たって、しっかりとした効果もあるんですけれど、そういうことを書いてありますので、どういう課題があるのかということで、お聞かせをください。

○金城幸樹交通政策課副参事　事業の安定的な実施については、今年度から国補助という形で予算計上がされて、令和６年度と比較しても10億円の増加という、約38億円を確保しております。

国の令和８年度概算要求におきましても、今年度より増額要求はされているということですので、必要な予算確保に向けて、今後も内閣府と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○島尻忠明委員　今のお話をお聞きしましたので、その補助の形態等も含めてしっかりと、やっぱり離島の皆さん方の生活安定のためにも取り組んで予算要求もお願いをしたいと思います。

14ページの離島・過疎地域の持続可能な地域づくりについてなんですけれど、これ、いろいろ暫定税率も含めて、石油製品のことが大きな要因になりそうなんですけれど、この件、これ事業者なんですけれど、皆さんはこれからどのようなことを見通して、環境、周りの変化も踏まえて、どういうことをいろいろな課題として捉えているのかということをお聞きをしたいと思います。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えいたします。

沖縄の揮発油税及び地方揮発油税は、揮発油税の暫定税率を前提としてガソリン１リットル当たり７円の軽減措置が行われております。それを前提に

離島への石油製品の輸送補助のために、石油価格調整税を1.5円課税させていただいているところです。

今現在、議論になっておりますガソリンの暫定税率の廃止ということが特段の手当てがないまま、この揮発油税の暫定税率が廃止された場合、この石油製品輸送等補助事業を実施するために、石油価格調整税を継続して課税するということになった場合、沖縄は全国と比較して高い税額を負担することになるおそれがあると考えております。

沖縄県としましては、全国との、沖縄の軽減措置が継続されることが重要であると考えておりますので、暫定税率廃止後も引き続き同様の措置が講じられるよう関係要路に働きかけを行っているところでございます。

以上です。

○島尻忠明委員　大変大きな課題だと思いますが、ただ、暫定税率がありますので、これ本則に戻りますので、さっきの宿泊税のときもやっぱり島の皆さんにはいろいろ負担があるからということで、我々もいろんな質疑をさせていただきましたが、執行部として、これ本則でありますから、税の負担の公平性という答弁がありましたけれどね。これ大変厳しくなると思うんですけれど、その辺を皆さんはどういうふうに理解をして、そしてどういう行動をするのか、もし考えていることがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○武田真企画部長　暫定税率につきましては７月末ですか、与野党６党の協議、合意に基づいて暫定税率を廃止する方向で動いているのは承知しております。

ただ、先ほど課長からもございましたとおり、この中で、現在は暫定税率の中で７円、沖縄の部分は軽減されていますので、その部分については少なくとも令和９年５月までは維持していただきたいという形で、関係要路に働きかけているところでございます。

○島尻忠明委員　部長、それは理解してますけれど、先ほどの答弁ではこの暫定税率の代わりに何かで補塡していただきたいということでありましたので、皆さんはどのように理解をして、国に対してどういうふうに要求をしていくというのがありますかと、そういう案があるのかということも聞いています。これも喫緊ですからね。

○武田真企画部長　ちょっと繰り返しになるとは思うんですが、７円の軽減措置もされていますので、その軽減措置については令和９年５月までは少なくともそれを維持していただきたいという形でお願いしているところです。

○島尻忠明委員　まだ具体的な策はないということで理解をするんですけれど、それ以後はどうするのですか。

○武田真企画部長　令和９年５月に向けても、離島のガソリン価格の課題は残りますので、そこについての関係部局は生活福祉部になりますが、頭出しをいろいろしているところでございます。

○島尻忠明委員　では、これは認める、了とするんですけれど、もし厳しい結果になった場合は、県としては自主財源でやるのか、いろんな手当てがあるのか。それに代わる代替案というんですか、そういうことも考えているんですか。そのままストレートに付加された分がなくなった場合は、そのままスライドしていくのか。離島に対して今までの措置ができない、県としてもこれはもうやめにするのかどうか。

○武田真企画部長　繰り返しになります、今は国に対して特例措置の継続をお願いしている段階ですので、今委員がおっしゃるようなものについて、まだ申し上げる段階ではないと考えています。

○島尻忠明委員　やはりこういった課題ですから、交渉事はいろいろな形があるわけですから、そこもしっかりと。令和９年というともうすぐですよ。そこに住む皆さん方もいろいろありますのでね。やはり離島は一丁目一番地ですから、その辺はこういう措置がなされなくても、県としてしっかり手当てをしていくというぐらいは必要かなと私は思うんですけれど。県としてそういう考えはないのか。要するにたらればという話になるんだけれど、この辺どうですか、姿勢としてね。

○武田真企画部長　離島のガソリン価格が本島に比べて割高であるという課題は、令和９年５月以降も変わらないと思っております。

そこに向けての手当てについては、今、具体的な形は申し上げられませんが、それについては一定程度の手当てをしないといけないと考えています。

○島尻忠明委員　今もその措置が取られていますけれど、一般質問でも離島はエンゲル係数が約２という答弁もありましたので、厳しい状況でありますから、しっかりとこれに関しては継続できるようにぜひ頑張っていきましょう。

資料46ページの大規模駐留軍用地跡地利用推進費、これ質問の聞き取りに来ていたときも話をさせ

ていただきましたが、キャンプ・キンザーは、一義的には、地元自治体がいろいろな跡地利用等々も考えていくんですけれど、普天間も一部返還されて病院等々もできましたけれど、そこは一自治体では、いろいろな計画を立てるのも予算的にも厳しいところもあります。

県として、一緒にいろいろなお手伝いしながらやっていくということは、これまであったのか。また、これからどのように考えているのか、約270ヘクタールですか、ありますので、その辺を含めて答弁をいただきたいと思います。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　お答えいたします。

大規模駐留軍用地が所在する各市町村においては、跡地利用計画の策定に向けた取組が行われております。

県では、関係市町村とともに、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を策定いたしまして、広域的な観点から県全体の発展につながる都市の形成を目指すとともに、各市町村における跡地利用計画の策定を支援しているところです。

浦添市におきましては、牧港補給地区の跡地利用を調査審議する目的で、令和４年９月に浦添市軍用地跡地利用計画審議委員会が開催をされております。その中に、県も当該審議会の構成員として、調査審議に関わったところであります。さらに令和５年８月には、牧港補給地区利用計画素案を浦添市におきまして公表いたしまして、パブリックコメント等々を実施いたしまして、令和６年３月に牧港補給地区跡地利用計画が策定をされております。

県としましては、引き続き浦添市と緊密な連携を図り、県全体の発展に資する跡地利用につなげてまいります。

以上です。

○島尻忠明委員　これまでの経緯は私も承知をしておりますが、ただ、具体的にグランドデザインというのもちょっと厳しいところがあって、あと那覇広域に入っているものですから、都市計画の商業80の400とか、そこの分配ということもありますよね。やはり全域で、広域で見ます。その辺については、まだそこの入り口にも入っていないということで理解していいですか。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長　駐留軍用地の跡地利用につきましては、当該市町村だけではなくて、県の広域的な都市計画にも関わるものと認識をしております。

また市で、例えば浦添市が用途地域など都市計画を決定する際には、あらかじめ県の担当部局と協議が必要となっております。

企画部としましても、浦添市を含む、関係市町村が検討する跡地利用につきましては、庁内の土木建築部などと連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

○島尻忠明委員　ぜひ浦添市はベッドタウンとして整備をしていくということで、浦添市の企画も、今後の計画を策定しておりますので、やはりその辺、福祉機関を整備するとか、子どもたちの学童とか学校とか、いろいろな生活環境、要するにそういったところを基盤にしていくという方向性がありますので、一種になるのか、二種になるのか、そういった都計法の中での用途地域が重要になると思いますので、ぜひ引き続きその辺は情報交換等々してやっていただきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　私はもうちょっと全体的なところから話をしたいんですけれども、皆さんは鉄軌道だとかバスだとか、いろいろなことが今議論されてきているんだけれど、企画部は沖縄本島内の交通を全体的に計画されているものがあるのか。

○平良秀春交通政策課長　県のほうでは、沖縄振興計画、沖縄21世紀ビジョン基本計画の下に、個別計画として総合交通体系基本計画という計画を取りまとめております。これは陸海空、陸上だけではなくて、海上交通、離島航路も含めた総合的な交通体系を整理した計画となっております。

○呉屋宏委員　これは皆さんが中心にやっているのか。

○平良秀春交通政策課長　企画部の交通政策課のほうで所管しておりまして、関係部局と連携しながら、様々な事業を展開していただき、我々のほうも展開しているという状況でございます。

○呉屋宏委員　この委員会終了後でいいですから、ぜひ、私に一部ください。

それと私は四、五年ぐらい前から、常々政策を出していたんだけれども、その一部がうるま市で引き取られた。私は高速道路に十字路をつくるべきだと思っている。つまり、読谷と屋慶名の高速道路の上で、十字路にすべきだと思っているんですよね。今、読谷の交通がうまくいっていない。うるま市は東道路として今一生懸命やっている。だけど、この片方だけでいいのかということを考えていくと、こ

れを言えば、土建部ではないのかと言われるから、あまりそういう議論したくないから、だから全体的な計画があるかということを聞いているわけだよ。本来そうしなければ、交通体系の全体的な計画が僕はできないと思うけれど、どう思うね、部長は。

○武田真企画部長　先ほど、課長のほうから御案内のあった公共交通基本計画のほうは、あくまでも公共交通という形の整理になっております。陸海空、それぞれの圏域の拠点から、那覇まで１時間で運ぶというようなことを目標として整備するものとなっております。

今委員から御案内のあった、読谷－屋慶名間のところについては、道路整備の話になってきますので、基本的には土建部のほうで対応しているところです。

○呉屋宏委員　だから言うように、これ高速から勝連までのものは準備できているんですよ、計画から進めればいい。

ところが読谷までないから、これどうなっているのかと。あなた方は片づけるつもりはあるかと聞いている。

○武田真企画部長　道路整備でしょうか、道路整備になってくる場合、土建部になるんですが。

○呉屋宏委員　休憩で。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員より、全体的な計画があるのか答弁するよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

平良秀春交通政策課長。

○平良秀春交通政策課長　先ほどの沖縄県総合交通体系基本計画の御説明をさせていただきますが、この中には一応道路関係の施策という位置づけがございます。

基本的には縦の大きな交通網と、東西のハシゴネットワークをつくっていくというところが施策として位置づけられているところであります。

そういったハシゴネットワークのところで、環状線的な道路をどう整備していくかということにつきましては、個別具体案は土木部、関係部局のほうで検討して具体的な計画をつくっていくという位置づけになっているところでございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員　僕は、今現在、この計画があるかないかを聞いているんだよ。

ハシゴ計画は読谷までいっているのか。

○平良秀春交通政策課長　ここは大変恐縮ですが、私の記憶の範囲内では、読谷のところにハシゴネットワークという構想があったかどうかはちょっと記憶しておりませんけれども、確認して委員のほうに報告させていただくような形で対応できればと思っております。

○呉屋宏委員　あなた方が全体的な交通網の計画をつくったと、３年前か４年前につくったんでしょう。これは年に１回集まって協議をしているのか。

○平良秀春交通政策課長　総合交通体系基本計画に基づく各施策について、関係部局のほうに取組状況というのを報告いただいて、それを取りまとめたものを関係部局で集まって検証する、そういう会議を年１回開いております。

○呉屋宏委員　年に１回は、一緒に集まっていろいろ議論をしているということね。

○平良秀春交通政策課長　おっしゃるとおりでございます。

○呉屋宏委員　じゃこの議事録を出してください。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員長から呉屋委員へ要求資料について確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

平良秀春交通政策課長。

○平良秀春交通政策課長　提出させていただきます。

○呉屋宏委員　後から出てくるけれど、僕は警察とこの渋滞の問題について２年間会議を行ってきたけれども、彼らが最終的にいくのは土建部と言うんだよ。

ところが、道路を一番よく知っているのは警察なんだよ。これがネットワークが取れているかと聞いたら、会議はしていますと言うんだよ。できていないから渋滞が発生しているんだよ。あなた方は、ただ計画をつくって終わっているんだよね。こういう部分が、ちょっと僕は理解ができないから、今の話をしたんですね。

それと令和５年度の決算の成果報告から令和６年度の成果報告について、前回は23の大まかな項目があったが、今は18しかない。ほとんど離島に関する項目が４つぐらいとれているわけね、これは成果、実態として、出来上がったということですか

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、武田企画部長より、質疑内容について確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

武田真企画部長。

○武田真企画部長　もともと決算特別委員会で出す主要施策は、その決算の年の当初予算に計上された重点施策というもので位置づけられたものが、１年間を通じてこういった成果があったという形で発表されております。

それが令和５年度の当初予算の重点施策と、令和６年度重点施策がどういう形で整理されていたかは、ちょっと今手元に資料がないので、後ほど、こちらについても御報告させてください。

○呉屋宏委員　例えばこれ離島ブランディングというしま地域計画かな、こういうのがあったね。だけど今年度決算に上がってきてないわけだよね、これ結果が出てそうなったのか。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えします。

島あっちぃに関しては、少し事業の内容を見直して、47ページの令和６年の事業の中で、児童の交流については対応しているということです。

○呉屋宏委員　これを一緒にした、見えなくなった理由は何なのか。

○島袋秀樹地域・離島課長　すみません、令和６年度につきましては、この主要施策の報告書には載っていないんですけれども、令和７年度につきましては、離島のつながり促進事業というリニューアルした形で事業を実施しているところでございます。

○呉屋宏委員　部長、僕は総務部か知事公室のときだったか、ちょっと質問したんだけれど、前に話したかもしれない。2050年には、実は渡名喜の人口が221名になるんだよ、これあくまでも推計ね。将来的に皆さんは、こういう離島の在り方というものを将来的に設計をして、今活動しているのかということがよく見えない。つまり、そうなったときには、那覇市の字渡名喜になるのか、そこまで想定をしなければいけない事態になるんだよ。221名で一つの村というのは、どう考えてもおかしい。これが、あちこちの周辺離島に影響していく、僕はそう思っているわけね。

皆さんの基本方針から10年後はどうなっているか分からないけれど、皆さんの今の活動の中に、これを止めることができるというのが、離島の活用だと思っているんだけれど、そういうことまで推定をしているか。

○武田真企画部長　先日の総務企画委員会でも答弁させていただきましたが、平成の大合併のときに、本島周辺の離島については、合併の話はいろいろ協議があったと聞いてますけれど、具体的な法定協議会までつながったということはないまま、現状が続いている状況になっております。

その際に、やっぱりそれぞれの地域の声をきちっと反映できるためにも、それぞれが独立して、現状のまま市町村として存続したほうがいいという意見があったと聞いております。

今、市町村の行政維持、それから島の維持という観点で様々意見を交換させていただいていますが、これは我々が申し上げるというよりも、まず、それぞれの市町村がどう考えるかというのが最初かなと思っております。

そういった意味も含めて、いろいろ選択肢はあると思いますので、あらゆる選択肢、可能性を考慮しながら、意見交換していく理由しか今のところはないと考えております。

○呉屋宏委員　僕は、この実態の数字を南部小規模離島市町村に見せるべきだと思うよ。危機感はないと思うよ、皆さんも、島に住んでいる人たちも危機感がない。だから、どんどん縮小しているものに対して、真剣に一つ一つの施策に対して向き合っているようには考えられない、思えない。だから、しっかりしてほしいと思うけれども。部長、統計課はあなた方のところでしょう。令和６年12月かな、出された表を見てびっくりしたんだけれど、この表では住居費が30％ぐらい上がっているんだよね。

これは、全体的に食料とか、消費支出だとか、医療だとか、いろいろなものが全国的なものと比較しているんだけれども、沖縄県は住居費が比較して前年度よりも30％上がっている。これはあなた方が出したもの。だから、離島でどうなっているのか統計が取られているか。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員より、当該表は沖縄県の家計調査結果概要の３ページにあると補足説明があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

金村禎和統計課長。

○金村禎和統計課長　今の委員御指摘の部分というのが家計調査ということであれば、家計調査の対象が全ての市町村というわけではなくて、総務大臣が指定する６市２町となっておりまして、述べますと那覇市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、名護市、沖縄市、北谷町、八重瀬町となっております。公表されているのは、沖縄県全体が公表されているというところでございます。

○呉屋宏委員　恐らく対象が離島とは違うんだろうと思っているんだけれど、だから離島は調べられて

いますかと僕は聞いているんだよ。

○金村禎和統計課長　離島は対象になっておりませんので、把握をしておりません。

○呉屋宏委員　それでいいのか。離島対策はそれでいいのか。

○島袋秀樹地域・離島課長　お答えします。

生活費に関しては、平成31年に事業を終了した際に、先ほど答弁もさせていただきましたけれども、県は那覇とそれ以外の地域、９つの離島ですけれども、そこで価格調査を市町村と一緒に連携してさせていただいて、価格の把握をしております。住宅の整備費について本島と離島でどのくらいの差があるかということは今、令和７年度に少し調査をさせていただいております。現在調査中でございます。

以上です。

○呉屋宏委員　これは毎年度やっているのか。

○島袋秀樹地域・離島課長　生活必需品の調査については毎年実施しております。

住宅の建設費用については、私が記憶している限りは、今回初めて調査させていただいているという状況です。

以上です。

○呉屋宏委員　僕は結構、統計資料は読んでいるんだけれど、この統計資料があるから対策をやるんだよ。どのような方向性で対策するかというと、統計資料に出ている数字に基づき対策するんだよ。そこからがスタートなんだから。だから、この統計を取らない限り、あなた方は何に打ち込めばいいかというのは分からないはずなんだよ。それを毎年取らなければ効果があるかどうかも分からないんだよ。それはどう思うか。

○島袋秀樹地域・離島課長　おっしゃるとおり、実態をしっかり把握した上でどういった政策、施策を打ち込むかというのは大事だと思います。

この家計調査のより少し細かいデータを総務省の統計局と調整して、データを入手して、一部本島と離島の家計の支出の、どういった項目で支出の割合が違うのかということをデータをもらって分析しておりますけれども、例えば医療だとか教育だとか交通だとかいう項目で見た場合に、離島というのはやはりちょっと特徴があるなというのは、今はまだ完全に分析できているわけではないんですけれども、データを見る限り、特徴があるなという印象がございました。

ただ、サンプル数が非常に少なくて、それをそのまま離島の家計がこうで、本島の家計がこうでという形で出せるものなのかというのは若干検討が必要ですけれども、やはり少ないサンプルの中でも違いはあるなということは把握できましたので、そういったデータを、既存の調査のデータを引き続きもらいながら分析をしていくということをやっていきたいと思います。

以上です。

○呉屋宏委員　五十二、三年も過疎対策をしていて、こういう細かいものを切り刻んで、何が問題なのかというのが分からないで、今まで離島対策というのをやっていたのか。

○武田真企画部長　離島、過疎、それぞれ計画があって、施策を打ち込んでいるんですが、そこについては、対象となる市町村といったところからも意見を聞いたり、もちろんやっております。それから、各市町村が実施している振興策もございます。そういった計画も取り入れるような形で、何に対して手当てすべきかというのを検討した上で、それぞれ計画が成り立っているものと考えております。

○呉屋宏委員　部長、僕は田舎に結構行っているから分かるけれど、我々が持っている25年後の離島過疎地域の対策をやるという危機感と、彼らが持っている危機感というのは違うんだよ。だから、彼らにそれは合わすのではなくて、皆さんがこの統計資料を持って、何が高いのか、例えば渡名喜の問題で、なぜそこに職員が来ないのか。僕は前にラスパイレスの話をしたけれども、それも一因だと思っているよ。そこで暮らしている若い人たちが、なぜそこに定着しないのかということを探っていかなければ対策はできませんよ。僕はそう思う。どう思うか。

○武田真企画部長　そこは委員のおっしゃるとおりだと思います。

我々は相対的に見て、各離島の状況は統計資料から把握できるところもありますけれど、逆に言ったら、Ａ島とＢ島で仮に大きな差がある場合に、Ａ島がある意味ひどい状況、Ｂ島がいい状況、継続するとやった場合に、Ａ島の方は多分Ｂ島の状況に非常にびっくりするということが考えられます。

そういった情報を提供することによって、それぞれの島によっての危機感というものの醸し出し方も違ってこようと思っております。

そういった意味で、あらゆる統計データを市町村とは共有を図っていく、これは一つの課題の解決に向けた大きな取組の一つだというふうに考えております。

○呉屋宏委員　総括でいうと、右肩下がりで人口が落ちているところで、どこかでブレーキをかけてこれから上げる施策をやらなければ、急に政策を打ったからＶ字回復するわけじゃないですよ。今からブレーキをかけて、対策をしていかなければいけない。それは考えてください。

41ページの鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業について、ちょっと残り時間で議論したいなと思っています。

僕は前にも聞いたことあるかもしれないけれど、本島の中で、部長が考える交通の拠点というのはどこだと思っているか。

○武田真企画部長　那覇になろうかと考えております。

○呉屋宏委員　それが将来的にいい方法なのか。

○武田真企画部長　大きな港がある、大きな空港がある、大きなバスターミナルがあるという意味では、起点になると考えております。

○呉屋宏委員　空路あるいは航路があるかもしれないけれど、私は陸上交通の中で西原インター辺りがずっと拠点だと思っていたんです。そこまでは高速で来る、あるいはそこから鉄軌道で北へ向かう。しかし、そこから南にはモノレールかな、拠点地がそこなのかなと思っていた。だけど、県とはどうも折り合いがつかないから、それは僕はしようがないなと思っているんだけれど、この計画はあなた方の中にないのか。

○武田真企画部長　今委員がおっしゃる西原を拠点にするというのは、私は見たことはございません。

○呉屋宏委員　多分これはないと思うんだけれど、これは20年前、正確には19年前に、私が１期目で県議会に出てきたときに、いろいろとこの提案をした覚えがあるんですね。これ名護から西原インターまでを鉄軌道でつないだら、80キロ平均で57分かかっていたんですよ。

ということは、駅で停車しないということを考えると、それ以上のものが必要だなと思っていたから、これちょっと自信ないなという感じがした。だけど、これをそのまま本当に那覇に鉄軌道を入れるつもりで考えているんですか。

○武田真企画部長　構想段階においては、那覇から名護までを１時間で結ぶ鉄軌道を求めているというところです。

○呉屋宏委員　もう一つだけ提案しておきますけれど、僕は軌道系の交通でも何で鉄にする必要があるのかなとずっと思っている。これはバスの２連結、３連結のバス軌道でいいのではないか。ただし、軌道系。この中から、なぜバスなのかというと、そこから消防車が走れる、救急車が走れる、複合利用をすべきだと僕はずっと思っていた。でも、皆さんは鉄軌道で一本化だよね。

僕は救急車が、そのバス軌道系の軌道道路と一緒に走れるのだったら、私は消防の広域化もできると思っている。

そういう全体的なものを考えていったときに、単体で、本土がこうだからということで考えるべきなのかなというのは、僕は考慮の余地があると思うんだけれど、どう思うか。

○武田真企画部長　鉄軌道と言いながら、システムについては、那覇、名護を１時間で結ぶシステムという話ですので、それについては別に鉄道にこだわっているわけではなく、ＬＲＴだったり、モノレールだって、システムが可能であれば、それは一つの選択肢だと考えております。

ただ、今委員がおっしゃるのは新たな専用道路というお話なのかなと思いますが、それについて具体的な議論がこれまでなされたということはございません。

○呉屋宏委員　以上。

○西銘啓史郎委員長　島袋大委員。

○島袋大委員　なし。

○西銘啓史郎委員長　では、以上で企画部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、説明員等の入替え）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算事項の概要説明を求めます。

小堀龍一郎警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　公安委員会所管の令和６年度一般会計歳入歳出決算の概要について、令和６年度歳入歳出決算説明資料に基づき説明をさせていただきます。

説明資料の３ページを御覧ください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説明いたします。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額33億3487万円、調定額31億1259万6377円、収入済額31億181万3282円、不納欠損額89万5113円、収入未済額997万5000円、調定額に対する収入比率99.7％となっております。

以下、各款ごとに御説明をいたします。

（款）使用料及び手数料は、予算現額5985万9000円、調定額、収入済額ともに7061万5135円となっております。

（款）国庫支出金は、予算現額29億9134万6000円、調定額、収入済額ともに27億4385万4000円となっております。

（款）財産収入は、予算現額1109万2000円、調定額、収入済額ともに1160万8353円となっております。

続きまして、４ページを御覧ください。

（款）諸収入は、予算現額２億7257万3000円、調定額２億8651万8889円、収入済額２億7573万5794円、不納欠損額89万5113円、収入未済額997万5000円となっております。

不納欠損につきましては、主に平成30年度に調定した放置駐車車両違反金でありますが、転居先不明等で納付命令が送達できなかったものや、財産がなく財産差押えが執行できず、時効が成立したものなどであります。

収入未済につきましては、放置駐車車両違反金となっております。

以上が一般会計歳入決算の概要であります。

続きまして、５ページを御覧ください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について御説明いたします。

歳出決算の総額は、予算現額401億6384万2275円、支出済額393億6841万3278円、翌年度繰越額9632万2700円、不用額６億9910万6297円、執行率98.0％となっております。

翌年度繰越額9632万2700円の概要について御説明をいたします。

（項）警察管理費（目）警察施設費の繰越額6527万700円につきましては、離島駐在所建設工事の作業工程に遅れが生じたことによるもの、（項）警察活動費（目）交通指導取締費の繰越額3105万2000円につきましては、交差点改良に伴う信号機の移設工事の作業工程に遅れが生じたことによるものであり、それぞれ年度内の工事完了が困難となったことから繰越ししたものでございます。

次に、不用額６億9910万6297円について、その主なものを御説明いたします。

（項）警察管理費（目）警察本部費の不用額５億428万858円は、職員手当等の実績見込減及び大型ヘリコプターの維持管理費経費の執行残が主なものであります。

（目）装備費の不用額4687万9173円は、車両燃料費の執行残及び中・小型ヘリコプターに係る維持管理経費の執行残が主なものであります。

（目）警察施設費の不用額7093万7932円は、交番の建設用地から古墳が発見されたことに伴い、埋蔵文化財の発掘調査に相応の時間を要したため、年度内に着工できず、工事費が不用額となったことが主なものであります。

（目）運転免許費の不用額1718万2203円は、仮運転免許取得者が見込人数よりも少なかったこと等による執行残が主なものであります。

（項）警察活動費（目）刑事警察費の不用額3152万2904円は、捜査協力に対する謝金等、捜査活動に要する経費の執行残が主なものであります。

（目）交通指導取締費の不用額1929万125円は、交通安全施設整備に係る入札残が主なものであります。

以上が一般会計歳出決算の概要であります。

なお、特別会計の歳入歳出はありません。

以上で公安委員会所管の令和６年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長　警察本部長の説明は終わりました。

次に、会計管理者から、出納事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

友利公子会計管理者。

○友利公子会計管理者　出納事務局所管の令和６年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、スマートディスカッションに掲載されております令和６年度歳入歳出決算説明資料に基づきまして御説明いたします。

それでは、資料の３ページを御覧ください。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。

予算現額の計（Ａ）欄は2106万1000円で、（款）使用料及び手数料、（款）財産収入、（款）諸収入の合計となっております。

調定額（Ｂ）欄は18億350万5750円で、収入済額（Ｃ）欄も同額となっております。

（款）使用料及び手数料の（項）証紙収入については、各部局で予算を計上していることから、予算現額の計（Ａ）欄は０円となっております。

証紙収入の調定額及び収入済額については、出納事務局売りさばき分を計上しております。

次に、資料の４ページの歳出決算状況について

御説明いたします。

予算現額の計（Ａ）欄は10億4225万4000円で、内訳は、（款）総務費、（項）総務管理費となっております。

支出済額（Ｂ）欄は10億966万5126円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は96.9％となっております。

不用額は3258万8874円で、その主なものは、委託料、役務費、人件費等の執行残となっております。

以上で出納事務局の令和６年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　会計管理者の説明は終わりました。

次に、監査委員事務局長から、監査委員事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

山田みさよ監査委員事務局長。

○山田みさよ監査委員事務局長　それでは、監査委員事務局所管の令和６年度歳入歳出決算の概要につきまして、令和６年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入決算の状況について御説明をいたします。

ただいま、タブレットに表示いたしました令和６年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

監査委員事務局の歳入総額は、予算現額（Ａ）欄の３万1000円に対し、調定額（Ｂ）欄と収入済額（Ｃ）欄は同額で３万3785円となっております。

その内容は、会計年度任用職員等に係る雇用保険料本人負担分の受入れであります。

次に、歳出決算の状況について御説明いたします。

資料４ページ、ただいま、タブレットに表示いたしました令和６年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

監査委員事務局の歳出総額は、予算現額（Ａ）欄１億9742万7000円に対し、支出済額（Ｂ）欄は１億9275万1357円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は97.6％となっております。

不用額は467万5643円で、その主なものは、委託料及び旅費等の執行残となっております。

以上で監査委員事務局所管の令和６年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　監査委員事務局長の説明は終わりました。

次に、人事委員会事務局長から人事委員会事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

森田崇史人事委員会事務局長。

○森田崇史人事委員会事務局長　人事委員会事務局所管の令和６年度歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

まず、歳入決算状況について御説明いたします。

ただいま、タブレットに表示いたしました令和６年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

人事委員会事務局の歳入総額は、（款）諸収入の収入済額（Ｃ）欄が165万2292円となっております。

その主な内容は、公平審査・苦情相談業務の受託料、警察官採用共同試験の実施に係る経費でございます。調定額に対する収入済額の割合は100％となっております。

続いて、歳出決算状況について御説明いたします。

ただいま表示いたしました令和６年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

（款）総務費、（項）人事委員会費の歳出総額は、予算現額（Ａ）欄１億9364万8000円に対し、支出済額（Ｂ）欄１億7971万8896円、執行率は92.8％となっております。

また、不用額は1392万9104円であり、その主な内容は委託料及び旅費の執行残でございます。

以上で人事委員会事務局所管の令和６年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から議会事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

平田正志議会事務局長。

○平田正志議会事務局長　それでは、議会事務局所管の令和６年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

お手元のタブレットに表示があります令和６年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

議会事務局の歳入総額は、調定額の271万1046円に対し、収入済額が271万1046円、収入済額の割合は100％となっております。

収入済額のうち、（款）使用料及び手数料42万

884円は、議会棟１階ラウンジ等の建物使用料であります。

（款）諸収入の229万162円は、１階ラウンジ等の電気代等の雑入であります。

次に、歳出決算について御説明申し上げます。

ただいま表示しました令和６年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

議会事務局の歳出総額は、予算現額の13億9969万9000円に対し、支出済額が13億4484万3572円、不用額が5485万5428円で、執行率は96.1％となっております。

不用額の主な内容は、目別に御説明しますと、（目）議会費の不用額4321万574円は、旅費等の執行残及び政務活動費の交付額の実績減となっております。

次に、（目）事務局費の不用額は1164万4854円は、職員費、共済費、旅費等の執行残となっております。

以上が議会事務局所管の歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑答弁に当たってはその都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、公安委員会、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局関係決算事項に対する質疑を行います。

幸喜愛委員。

○幸喜愛委員　それでは、今回、４個ほど質問させていただいておりますので、一つずつ行きたいと思います。

まず、出納事務局への質問なんですけれども、歳入歳出説明資料の４ページの中で、（目）財産管理費の執行率が75.4％と、ほかの事業に比べて執行率が低いということですけれども、この理由と、その事業内容について教えてください。

○奥野英明物品管理課長　お答えします。

出納事務局における（目）財産管理費は、財務規則に基づく物品管理に係る総合調整、物品の購入等の手続、物品管理課で所管する公用車の配車などの事務に要する経費であります。主な不用の理由は、公用車に係る修繕費等の執行残となっております。公用車の故障等に備えるため、管理に要する経費を確保していることから、他の事業と比較して低い執行率となっております。

以上です。

○幸喜愛委員　備えていたものであるということで、分かりやすいかなと思いますけれども、これについては理解しました。ありがとうございます。

では、続いてなんですが、監査委員事務局への質問になります。

これは何ページということではないんですが、決算特別委員会のほうでもお聞きしたんですけれども、監査委員事務局の役割を再度確認させていただきたいのと、これまで、いろいろな案件について監査を進めていく中で、機能強化をする必要があるのではないかと決算特別委員会のほうでも質問させていただきました。改めまして、そこのところについての考えをお聞かせください。

○山田みさよ監査委員事務局長　お答えいたします。

監査委員事務局につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、監査委員の補助組織として設置されているところです。

その役割としましては、定期監査であるとか、あと財政的援助団体の監査、決算審査、例月出納検査など、職員による各種の監査等、それに加えて、監査に必要な資料の収集ですとか、その分析など、監査委員の職務に関して、その実務を担っているというところになります。

監査委員事務局の体制の強化につきましては、確かにこの監査等の機能をより効果的に発揮をするためには、業務の効率化を図ると。今、限られた資源でございますので、その中で業務の効率化を図るということも必要ですし、また、人員と専門性を有する人材の確保、研修の充実などによって、監査事務局の体制強化を図ることは重要だと考えております。

以上です。

○幸喜愛委員　全庁的にＤＸ化なども推進しておりますし、働き方改革という観点からも、監査委員事務局の皆さんもその一つとして、ぜひ推進していただければと思います。膨大な量の監査になりますので、ぜひそういったところ、活用できるものについては、どんどん使っていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、３番目ですが、人事委員会の事務局への質問となります。

これも歳入歳出の資料の４ページになるかと思

いますが、事務局費の不用額が大きいかなと思うんですけれども、この内訳を少し教えてください。

○玉寄こずえ人事委員会事務局総務課長　人事委員会事務局の令和６年度予算の不用額は1392万9104円となっており、その主なものは、職員採用試験費における執行残912万5071円、職員費における執行残178万7031円で、それぞれ不用額の65.6％、12.8％を占めています。

職員採用試験費における不用額の主な理由は、予定していた採用試験システムの改修を見送ったことによる委託料の残、また受験者数減少に伴う需用費の減などであります。あと、職員費における不用額の主な理由は、定期人事異動等に伴う執行残となっております。

以上です。

○幸喜愛委員　システム改修の委託料の残というのが、改修を見送ったということなんですが、その見送った理由は何になりますか。

○森田崇史人事委員会事務局長　先ほどもありましたけれども、人事委員会が使用しております採用試験採点システムというのがあります。

このシステムは、平成12年から20年以上にわたって、改修、改修しながら使ってきたところでございます。

令和６年度も約500万ぐらいをかけて改修を行う予定ということでしたけれども、さすがにシステムが老朽化しているいうことで、安定した運用を行うことは困難ということで、令和７年度に新しいシステムを構築しようということで、この令和６年度の改修費は見送った、改修しなかったということで不用にしております。

○幸喜愛委員　そのことで改善が大きく見込まれるということでありますので、この残については理解いたしました。

ぜひともまた新しいシステムで、きちんとした効率的な事務作業ができるように改善をしていってください。

ということで、４番目については取り下げたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　よろしくお願いします。

県警の主要施策の成果に関する報告書の567ページ、安全なまちづくりの推進のところで、防犯ボランティアの人数と団体をお伺いします。

また、項目の中で人材確保が課題となっているということなんですけれど、これまでどのようにボランティア団体を確保してきたのか、併せて御答弁をお願いいたします。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

防犯ボランティア団体の数と人数も併せてお答えしたいと思います。

過去５年間ですけれど、まず、令和６年中が480団体の約１万4000人、戻りまして令和２年中が585団体の約１万7000人、令和３年中が550団体の約１万7600人、令和４年中が540団体の約１万7300人、令和５年中が501団体の約１万6300人。今、答弁させていただいたとおり、減少しているというところでございます。

先ほど委員のほうから御指摘ありました課題ということで人材不足というところがありますけれど、人材育成という防犯ボランティア団体の育成という観点で、県警のほうでは、平成17年度から毎年、コロナ禍があった令和２年度と令和３年度以外は、平成17年度から毎年、防犯ボランティア団体の方々に対する研修会を開いておりまして、それで興味を持っていただくとか、防犯ボランティア団体が抱えている課題を県警のほうで吸い上げて、どういうふうに解決するのかという話合いの場を持ってみたり。あと、高齢化が進んでいるというところもございますので、どういうことをするかというと、純粋な街頭で活動する防犯ボランティアということではないんですけれど、大学生の方々に大学生少年サポーターということで、ボランティアとしてお願いしまして、少年非行防止とか、あと街頭活動とかというような形で、若い世代にもつなげるような工夫をしているというところでございます。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

僕も自治会、青年会のときに防犯ボランティアの登録をしてやったことがあります。何か研修を受けながらやっていくと思うんですけれども、今ちょっと人が少ないとか、団体とかというのも、いろいろ団体を巻き込んだほうがいいと思うんですよ。

沖縄県内にパトロールランといって、パトロールしながら走る団体とかもあって、結構、県内のどこもそうなんですけれど、朝夕走っている方もいらっしゃるので、そういった方たちに、何かしらアプローチできるような方法もぜひ検討していただきたいと思います。

次に、ページ569ページの水難事故防止等対策の推進についてなんですけれども、水難事故の発生件

数のアクティビティ別の内訳をお伺いします。また、アクティビティ別事故となった要因の傾向についてもお伺いします。

○親川直樹地域部長　お答えします。

水難事故発生件数におけるアクティビティ別の内訳についてですけれども、まず、令和６年中における水難事故は128件発生しておりますが、主なアクティビティ別の発生件数は、シュノーケリング中が35件、遊泳中が22件、ダイビング中が20件、魚釣りなどの魚取り中が16件となっております。

続きまして、水難事故のアクティビティ別の要因であるとか、県警察の見解について御説明します。まず、シュノーケリング中や遊泳中における事故の要因は、主に体調不良や技量不足などが挙げられます。シュノーケリング中や遊泳中などの事故を防止するためには、ライフジャケットを着用することが重要と考えております。

よって県警察としては、海浜パトロールを実施しまして、遊泳者等にライフジャケットの着用等を呼びかけるとともに、シュノーケル販売店に対して、ライフジャケットもあわせて販売を勧めていただくよう依頼をしております。

またこれに加えまして、今年度は、沖縄伝統芸能と組み合わせたＰＲ動画を制作しまして、空港や観光地などでも放映することで、体調不良時には遊泳しないこと、ライフジャケットを着用することなどの意識醸成と行動変容を促しております。またダイビング中における事故は、そのほとんどが事業者絡みでありまして、要因については、先ほど説明したシュノーケリング等と同じく、体調不良や技量不足が挙げられます。

県警では、ダイビング中の事故を防止するために、海域レジャー提供業者に対する立入調査を強化しまして、利用者の健康状態をチェックしているか、また、機材の点検を実施しているかなどの安全指導を実施しております。

以上であります。

○玉城健一郎委員　分かりました、ありがとうございます。

結構、128件あって、それぞれの対策があって、それに対してもしっかり県警としては、周知広報を行っているということで、例えばその事業者に向けて立入調査をやっていくのは重要だと思います。その中でまた、体調不良だったりとかこういった要因があって事故があったというのは、事業者に対してはこれは共有されているという認識でよろしいでしょうか。

○親川直樹地域部長　ダイビング業者であるとか、シュノーケリング業をしている事業所においては、体調のチェック表を持っておりまして、それぞれでそのチェック表に基づいて、利用客の健康状態をチェックしている状況であります。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

引き続き、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後になりますけれども、571ページの交通環境の整備ですけれども、令和６年度の信号機の設置件数をお伺いします。また、市民や市町村から信号設置の要望があると思いますけれど、この数値もお願いします。

○山内敏雄交通部長　お答えいたします。

令和６年度の信号機の設置件数は５件であります。また、各市町村や自治会と地域から上がった信号設置の要望数は20件でありました。

以上です。

○玉城健一郎委員　結構、市町村議会とかでも、この信号機の設置要望というのはかなりたくさんある中、毎年、大体５件ぐらい設置されていると思うんですけれども、これは全国的に見て多いでしょうか、少ないでしょうか。そこまでの数値はありますか。

○東濵貴大交通規制課長　お答えします。

全国的な統計は今、手持ちでありませんので、申し訳ございません。お答えは差し控えたいと思います。

○玉城健一郎委員　では引き続き沖縄県の５件に関して、全国的にどれぐらい、平均的にあるのかというのは後で資料としてお願いいたします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　公安の主要施策の成果に関する報告書の中の567ページでよろしいでしょうか。

先ほどもありました、安全なまちづくりの推進事業は、県民の防犯意識の向上のためにこういう活動をしていますというような内容の事業だと認識をしました。そこで、先ほどのやり取りの中で、自主防犯組織の防犯団体が減少傾向にあるというような内容でした。

私が以前伺ったときは犯罪件数がだんだん減少する、その中で自主防犯組織の皆さんが、多くなっている成果のことかなというような内容でした。そ

こで気になったのが、減少しているわけですが、現在の犯罪件数というんでしょうか、事業が始まった平成25年辺りから現在までで結構ですので犯罪の件数がどう変化しているのか、教えていただけないですか。

○垣花聡生活安全部長　お答えいたします。

刑法犯認知件数のことで御説明申し上げたいと思いますけれど、委員御存じだと思うんですけれど、平成14年に、戦後、刑法犯認知件数がもう全国的にも戦後最悪を記録したということで、沖縄県内も例に漏れず、戦後最悪最多を記録しました。

その後、今、御指摘のあった防犯ボランティアの方々の活動であったり、警察の犯罪抑止対策ということで、いろいろ取り組んできた結果、平成14年から令和３年まで、19年連続で刑法犯認知件数というのが減少しております。

しかしながら令和４年から増加に転じまして、令和６年、昨年は9578件ということで、前年同期、同じ年の前年比で454件増加しているというような状況です。

そのうち昨年の刑法犯認知件数のところで見ますと、やはり窃盗犯が約６割ということで、多くを占めているというような状況です。

以上です。

○仲宗根悟委員　この事業そのものの目的、内容といいますのは、犯罪に遭いにくい環境を整えるということは、県民一人一人が防犯意識を強く持つことということにたどり着くものと思うんですね。その手段の一つとして防犯パトロールを行うと、地域でそういう組織をつくるというようなことです。

私も関わったときには、まず、住民同士で挨拶運動をまずしましょうと。極力ハイサイ、チャーガンジューヤイビンナーとか、いろいろおはようございますというような挨拶をかけ合ってくださいと、誰とでもやってくださいと。そこで怪しい人にも声をかけられたら、怪しい人はアイ、ワンネーワカッテ、ワカラットーサーという認識ですので、ぜひ皆さん、挨拶運動から手がけてくださいねというようなお話でした。

もう一つ、一軒一灯運動というのがありました。玄関ポーチに、私たち、一晩中つけなさいと。当時は防犯灯の１か月の電気代は、缶コーヒー１本代ぐらいで済みますよというふうなお話でした。それで安全が保てるのであれば、それぐらいの支出はいいんじゃないのというのが当時のお互いの共通認識だったのかな。この２つの運動なんですが、これ非常に大事なことで、素朴にできそうだなと思うんですが、今、取組として、僕らあまり自治会から耳にしなくなっているんですが、ぜひこの辺の取組がどうなっているのか、まずお聞きしたいんですが、いかがですかね。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

委員御指摘のあった声をかけるとか、コストをかけるかというのは、いわゆる当時、５つのかける運動ということで、鍵をかける、知らない人がいたら声をかける、防犯対策にコストをかけるみたいな形で、平成14年、15年、16年当時、地域住民の方々、県民の皆さんにお願いして取り組んでいただいたものではありますけれど、委員御指摘のように、こういうことが基本的に地域に根差していけば、一つの犯罪抑止、地域の安全意識を向上させるための取組の一つになるのかなと考えておりますので、ちょっとまた各警察署を通じまして、いま一度、こういった形での取組もあるよということで紹介しながら、本部とも署とも連携しながら、地域の方々に御紹介していきたいなと考えております。

以上です。

○仲宗根悟委員　ぜひ、犯罪に遭いにくい環境を整えるという意味では、非常にこの２つは簡単で誰もができるというような運動ですので、今おっしゃったように、頑張っていただきたいと思います。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員長　高橋真委員。

○高橋真委員　では、私のほうは、公安委員会令和６年度歳入歳出決算説明資料５ページからお尋ねをしたいと思います。

まず、確認でありますが、どの項目か教えていただきたいんですね。よく地域課とか、いわゆる機動隊の皆さんが着ている装備とか、そういうものです。そういった予算というのは、この５ページの款項目警察費、もしくは警察活動費、どちらに含まれているのか教えてください。

○林英輔会計課長　お答えいたします。

５ページの（款）警察費の（目）装備費になります。

以上です。

○高橋真委員　では、決算の審議でありますので、実績をお尋ねいたします。

今回支出済額９億2000万ほど出ております。どういったことに使われたのでしょうか、お伺いいたします。

○林英輔会計課長　（目）装備費につきましては、

警察の必要な装備品、警察車両、警察船舶、ヘリコプターの維持管理に関する費用として執行しております。

以上です。

○高橋真委員　この警察装備費の中に、いわゆる着用するやつ、鉄板が入った防護服とか、様々なものがあると思いますけれど、そういったものも含まれると理解してよろしいですか、お伺いいたします。

○林英輔会計課長　委員のおっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○高橋真委員　ではもう一度確認したいんですけれど、今年は特に暑さが大変厳しいのかなと思っていまして、地域課の警察官の方であったり、機動隊の方を見てみると、すごく暑さ対策というところで、大変な思いをされているんじゃないかなと思っているんですね。そういった中で装備品の中にも、そういった暑さ対策はされているものなんでしょうか。

もう一つお伺いしたいのは、暑さで体調不良になったケースというのも現場ではあるんですか、お伺いいたします。

○田中真実警務部長　熱中症対策につきましては、令和７年度予算におきまして、今まさに措置をしているところでございます。

具体的に申しますと、街頭活動を行う警察本部の自動車警ら隊員を中心に、ポロシャツ型の夏服上衣ですとか、メッシュ素材の活動帽の導入を開始したところでございます。また、これはお金はかかりませんけれども、これまで交番駐在所で勤務するときには、室内であっても帽子をとってはいけないということになっておりましたけれども、それを脱帽することができるようにしたり、ネクタイはノーネクタイでいいよということで、規則の改正をしたところでございます。

実際に熱中症対策で公務災害認定された事例というのもございます。ちょっと具体的な件数というのは、すみません、今手元にはございませんけれども、そのようなものもございます。

○高橋真委員　ありがとうございます。

令和６年度の内容を受けて、令和７年度の補正で組まれたのかなというイメージを持っております。令和７年度の事業かなというふうなイメージを持っております。

日頃から地域の安全を守っている警察官の方が、大変暑そうだなというのはすごく感じておりまして、私自身も、とある政治集会でＳＰの方が無言で倒れるということがあったんですね。

本当に耐えていたんだろうなというところからすると、やはりしっかりと暑さ対策をやっていく必要があるだろうということであります。

今回の決算、今回の事業の中では、そういう暑さ対策というのは、令和７年度ではやられているというのが分かりましたけれど、従来からやってきた暑さ対策もあるものなんでしょうか、お伺いいたします。

○田中真実警務部長　被服という意味では、取組を始めたのは最近のことかなというふうに考えております。

○高橋真委員　分かりました。

私、質疑も兼ねながらなんですけれど、１つ御提案したいことがありまして、神奈川県警とかでは、警察官や機動隊の皆さんが重装備をまといながら、空調ファン付のベストを使っているという、導入を始めたというお話を伺いました。

実際に、地域課の方や機動隊の方はどれぐらいの重量で、現場に出動なされているんですか。それとあわせて、いわゆるよく工事現場でよく見られるあのファン付のもの、重装備の下からでもこれが着用できるいう実例もありますので、ぜひこれも前向きに捉えて、しっかりと事業に生かしていただきたいなと思うわけであります。

これは決算審査なので、令和６年度は特に講じてなかったけれど、また、実際に暑さにより、熱中症で体調不良になる実態もあるということを受けての、今後の取組方針等も含めてお伺いします。

○田中真実警務部長　地域警察官が具体的にどれくらいの重さを持って街頭に立っているかという、ちょっと今データはないんですけれども、非常に暑い中、耐刃防護衣も着けていますし、帯革といって拳銃などをつっているものも腰回りに着けておりますので、非常に苛酷な中で、地域警察官勤務しているというふうに考えております。御提案につきましては、本当にありがとうございます。

警察官が熱中症の恐れなく、そして県民のために、万全に安全に活動できるようにするということは大変重要なことだと考えておりまして、神奈川県警の取組というのも我々のほうでも拝見しているところでございます。熱中症対策はいろいろなやり方があると思いますので、どういう服装だとか、装備品が効果的なのかを調べまして、何ができるかということを考えていきたいと思っております。

○高橋真委員　恐らくですけれど、５キロのダンベルを持っているぐらいの重さはあるだろうと、外見

だけ見て、私は想像いたします。なので、やはりそれだけの負荷をかけて勤務なさっているという実態があるのであれば、せめて体調不良になる環境整備というのは、やっていくべきだろうと考えているわけです。本部長、何か沖縄県警の方向性として、御見解をお伺いいたします。

○小堀龍一郎警察本部長　誠に御指摘ありがとうございます。

確かに、大変重たい装衣をつけて、ふだん警察活動をしております。安全を守るという観点から耐刃防護衣を着けておりますけれども、一方で、暑熱対策というのはとても重要なものでありますので、今委員の御指摘のありました、他県の例もしっかり確認しながら、この暑熱対策、特に沖縄は暑いですので、装備品もそうですし、あと勤務体制も、いろいろその時間帯だとか、どれだけの時間帯に、どれだけ人間が必要だということも、いろいろ総合的に考えながら、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○高橋真委員　本当に、警察の方の勤務姿勢というのは、すばらしいなと思っております。

もう大分過去の話になりますけれど、本当に顔色一つ変えずに、そのまま倒れてしまったということもありましたので、そういうことがないように、私はぜひ、そういう環境整備を図っていただきたいと思っております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　渡久地修委員。

○渡久地修委員　公安委員会、お願いします。

主要施策の成果報告書の578ページの警察基盤の整備についてからまず伺います。

県警本部の職員は今何名、そこで働いているでしょうか。

○田中真実警務部長　警察本部庁舎には、約850人の職員が勤務しております。

○渡久地修委員　850名の方々が働いていると。それで、トイレの便器が何個あって、洋式、和式、それぞれ何個で、割合はどうなっているでしょうか。

○田中真実警務部長　合計70基整備されております。洋式が36基、和式が34基、大体、半分ほどが洋式化されているという状況でございます。

○渡久地修委員　半分が和式ということなんですけれど、生活様式がかなり変わって、やっぱり職場環境改善のためにも、私はこれは洋式にぜひ変えていくべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○田中真実警務部長　おっしゃるとおりでございまして、警察本部庁舎のトイレの洋式化につきましては、令和８年度で設計業務を行い、令和９年度に改修工事を行う方向で検討しております。

○渡久地修委員　方向ということなんだけれど、私はこれまでに学校とか、県庁舎などもこの点はずっと洋式化というのを私たちずっと取り組んできました。まだ和式が半分というのはちょっと遅れているなという感じがしますけれども、ぜひ職場の快適な環境のためにも、これはぜひ早急にやっていただきたいんですけれど、本部長いかがですか。

○小堀龍一郎警察本部長　トイレの洋式化につきましては、令和８年度で設計業務を行いまして、令和９年度において改修工事を行う方向で、今検討しているところでありますが、職員の働きやすい環境を整備する上でもしっかり取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○渡久地修委員　ぜひ早急にやっていただきたいと思います。

次、571ページの交通環境の整備について、まずお礼から申し上げたいんですけれども、一昨日、那覇大綱引が行われまして、ギネス世界記録の那覇大綱引が開かれまして、これに参加する旗頭のトラックでの道ジュネーがぜひできるようにということで、去年質問して、交通部長のほうから適切に対応したいということで許可が下りまして、去年できました。今年もできて、とても参加者は喜んでおりました。

ところが、今回、ちょっと部長の答弁が窓口に徹底されていない部分があって、一時期いろいろな行き違いがあったものですから、こういったことがないように、しっかりとこれはやっていただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○山内敏雄交通部長　お答えいたします。

道路における祭礼行事、いわゆる道ジュネーへの対応につきましては、沖縄県道路交通法施行細則により、許可が必要な行為として定められております。申請がなされた場合には、必要な条件を付して許可を行っているところであります。

このような沖縄の伝統行事である旗頭行列、いわゆる道ジュネーへの対応につきましては、交通の安全と円滑を図ることはもとより、道路利用者のニーズも踏まえつつ、今後も適切かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

あわせて、対応する窓口職員に対する指導、共

有につきましても、今後徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡久地修委員　ぜひよろしくお願いします。

次、581ページの子供・女性安全対策のＤＶの一時避難についてですけれども、一時避難の宿泊とありますけれども、去年の実績は何件あったんでしょうか。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

令和６年度中ということでお答えを差し上げたいと思いますけれど。令和６年度中は５件、９名がこの宿泊補助費を活用して、一時避難を行っているというところでございます。

以上です。

○渡久地修委員　この９名の一時避難の確保というのは、これは県警が確保するということですか、それとも自治体がということですか、どちらですか。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

県警察のほうで、県内の宿泊施設と調整を図りまして、宿泊施設を確保した上で、一時避難を行っているというところでございます。

○渡久地修委員　拡充する必要があると書いてありますけれども、これは宿泊所が足りないということなのか、予算が足りないのか、どちらが足りないということになりますか。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

まず、予算の関係から申し上げますと、昨年度、令和６年度の例を取りますと、予算の範囲内で収まっているというところで、令和６年度中を見ますと、予算が足りないということではないと考えております。

宿泊場所については、県内の数か所ということで、離島も含めて、宿泊場所はホテル等々を確保しておりますけれど、足りないというところで言えば、例えば繁忙期とか、観光客が多く訪れる場合とかというところは、若干、確保はしているんですけれど、調整にちょっと手間取るというところなのかなと考えております。

○渡久地修委員　昨今いろいろな問題が発生していますので、しっかり対応できるように、また自治体とも協力してよろしくお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　当山勝利委員。

○当山勝利委員　では、よろしくお願いします。

公安委員会さん、お願いします。

主要施策の567ページ、安全なまちづくりの推進に関連してちょっと伺いますけれども。昨今、詐欺事件が毎日のように報道されていますが、令和６年の詐欺事件はどのような手口があったのかお伺いします。

○垣花聡生活安全部長　お答えいたします。

詐欺の主な手口についてお答えさせていただきますと、まず特殊詐欺というのがありまして、それ以外にはＳＮＳ型投資、ロマンス詐欺などがあります。

以上でございます。

○当山勝利委員　分かりました。

それで、詐欺事件の令和６年度の総合件数、金額、できれば過去３年分を合わせて御答弁ください。

○垣花聡生活安全部長　過去３年分の件数、被害額等をお答えしますけれど、特殊詐欺は令和４年が15件の被害額が約9000万円、令和５年が48件の約２億128万円、令和６年が171件の約２億3450万円ということで、まず、これが特殊詐欺です。

ＳＮＳ型投資、ロマンス詐欺については、令和５年からの統計になりますので、令和５年が43件の約３億710万円で、昨年、令和６年が132件の約13億9100万円ということになっております。

以上でございます。

○当山勝利委員　あと、最近、警察官をかたる詐欺をよく聞くんですけれども、この防犯に向けて警察を語っているわけですから、皆様方も大変だと思うんですが、どんなふうにこれに対して取り組んでいらっしゃるんでしょうか。

○垣花聡生活安全部長　今、委員御指摘のあったように、警察官をかたる詐欺もかなり増えてきているというところですけれど、まず、詐欺の手口とか、だましの手口に着目して、特に国際電話からの着信が多いということもありますので、国際電話による詐欺電話、電話を受け付けないように、国際電話を必要としない方には、利用休止申請を促すということをお願いしているところです。ではどういうことをやっているかというと、地域の防災無線で注意喚起したり、高齢者宅へ戸別に訪問して、こういう利用休止のサービスがありますよということでお願いしてみたり、あとは、メールやＳＮＳで情報発信していくということでやっております。それ以外には実際に警察官を語った画像がありますので、その画像をＳＮＳで周知してみたり、画像がなければ音声もありますので、音声を広くＳＮＳあたりで周知したりということで、注意喚起をしているというとこ

ろでございます。

それ以外にもいろいろやっておりますけれど、コンビニや金融機関と連携しながら、電子マネーを購入するときには、コンビニの方々に声かけしてもらったりということで取り組んでいるところでございます。

以上です。

○当山勝利委員　特にお年寄りの方々は、どうしてもこういう手口にかかってしまう場合もあると思いますので、細かな対応をされていますので、ぜひよろしくお願いします。

あと、最近インターネットを介して修理とか、修繕とか、害虫駆除というのを依頼して、高額な料金を取るというような事案が全国的に急増しているというのがありますけれども、沖縄県内ではそのような事案はありましたでしょうか。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

県内ですけれど、インターネットを介したトイレの修理、委員御指摘のあった害虫駆除等を依頼して高額な料金を請求されるという事案については、令和６年中ですけれど、相談、検挙はありません。

以上でございます。

○当山勝利委員　まだ顕在化していない、警察に御相談がないというのがあると思いますけれども、実態があるかどうかちょっとまだ分からないんですけれども。

ただ、先ほど言ったように高齢者の世帯というのは、どうしてもそういうのに頼んでしまって、高額請求されて、払うしかないから払おうかみたいな感じになることもあると思うんですよね。やっぱりそれを防ぐためというのは、どのように皆様方としては考えていらっしゃいますか。

○垣花聡生活安全部長　お答えいたします。

まず、高齢者の方々がなかなか相談する機会というのは少ないと思うんですけれど、先ほど言った戸別訪問であったり、あと、老人会とか自治会の集まりで、こういった手口がありますよということでお知らせしてみたり、実際に被害に遭いそうになった、不審な訪問があった、連絡があったということであれば、警察に相談してくれということでお伝えしたり、あと県のほうに消費者生活センターというところもありますので、警察になかなか相談しにくいということであれば、そちらのセンターのほうにも相談していただければということでお知らせをするということでございますけれど、やはり一番大事なポイントは、突然の訪問者、業者がいた場合には、家の中とか敷地には入れないとか、個人で、１人で対応しないとか、個人情報を簡単に話をしないとかということを、先ほど言った場でお知らせしていきたいと考えております。実際にやっているところです。

○当山勝利委員　分かりました。

お年寄りは来られるとどうしてもそういう対応をしてしまうところもあるものですから、自治会とかそういうところを活用していただきながら、防犯というところの意識を高めていただきたいと思います。

581ページの子供・女性安全対策ということで先ほどもありましたので、まず、この宿泊施設を利用されたのが５件、９名ということだったので、この宿泊施設側にはそういう宿泊施設でありますよというのを外に出さないという守秘義務はありますか。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

まず、この被害者の方々、被害を受けた関係者の方々の安全を確保するというのが、もう一番の大前提になりますので、宿泊施設側にお願いするときには、やはり一時避難という制度の趣旨を理解していただいた上で、保秘を徹底するように協力依頼をしている、求めているということで、守秘義務というところではございませんけれど、ＤＶとかストーカーの被害者の方々の安全確保するために、大切な一時避難ですよということで理解いただきまして、協力依頼をしているというところです。

○当山勝利委員　ＤＶの方の事案を漏れ聞くと、どうしてもＤＶをしているほうは必死になって探す、そうすると名前を言って、泊まっていないかとかいう電話をかけてくるというのもあると思うんですね。そういうのは、出さないということは確約されていますか。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

委員御指摘があったところなんですけれど、そもそも一時避難するという場所というのが、いわゆる秘密で避難させています。県内にたくさんの宿泊施設が存在していると思いますが、秘匿で避難をさせていますので、可能性がゼロということではないとは思うんですけれど、一件一件当たっていくというのは現実的にないのかなと考えておりますけれど、いずれにしてもそういうことがないように、安全を確保する上では秘匿避難というのは大前提ですので、そこら辺は協力お願い、依頼をしているというところでございます。

○当山勝利委員　分かりました。

もう一つ、ここにＧＰＳ機能付の緊急通報装置というものが記載されておりますが、まず何台整備されているのか、また全ての署に配備されているのか伺います。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

ＧＰＳ機能付の緊急通報装置ですけれど、令和６年度ですけれど、７基持っておりまして、本島内に５基、これは県警本部のほうで持っております。あと、宮古島市に１基、八重山署に１基ということで、それぞれ７基配備をしているところでおります。

○当山勝利委員　警察本部のほうに５基ということは、本島内の署には配備はないということですね。

○垣花聡生活安全部長　そのとおりでございます。

○当山勝利委員　ちょっと使われ方がよく分からないので何とも言えないんですけれども、各署に置いておく必要はないのですか。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

必要はないということではないんですけれど、本部で一括管理をしまして、必要なところにお渡しするというところのほうが効果的に運用できるのかなと考えております。

以上です。

○当山勝利委員　緊急性という意味では対応できるのか、どうなんですか。

○垣花聡生活安全部長　今、スマートフォンとか携帯電話も普及しているというところもありまして、そこの併用を考えながら、ＧＰＳ機能付の緊急通報装置もお渡ししている、運用をしているというところですので、緊急性の部分から考えると、カバーできているというような感じで考えております。

○当山勝利委員　基本的にそういう非常時のときは、本人の携帯電話の位置情報は出さないようにすると思うんですけれど、いかがですか。

○垣花聡生活安全部長　それ以外にも、110番通報登録制度というのがありまして、例えばＤＶ、ストーカーの被害を受けている方がいらっしゃいましたら、その携帯電話の登録を本部の110番に登録して、そこから発報があると、ＤＶの関係者、ストーカーの被害者ということで通報で表示されますので、そこでも対応可能ということで幾つかのバリエーションがありまして、そこでカバーしているというところでございます。

○当山勝利委員　ちょっと繰り返しになりますけれど、このＧＰＳ機能付の装置については、各署に配備するという計画はないですか。

○垣花聡生活安全部長　今後になりますけれど、委員御指摘のように、各署に配備して運用するという方法も検討してまいりたいと思っております。

○当山勝利委員　分かりました。

このＧＰＳ機能付の緊急通報装置は、令和６年は何人利用されたんでしょうか。

○垣花聡生活安全部長　令和６年度の貸出件数ですけれど、11件ございました。令和７年９月末現在の利用状況は、前年度からの継続分も含めまして４件運用をしております。

○当山勝利委員　これを使うことによって、未然に防止ができたという事例はありますか。

○島袋貴男人身安全対策課長　お答えします。

これまでに、このＧＰＳ機能の発報を受けて検挙した事例が１件ございます。

○当山勝利委員　分かりました。

あと、令和６年におけるＤＶとストーカー、それぞれの件数を伺います。

○垣花聡生活安全部長　令和６年中のＤＶ事案の相談件数でございますけれど1297件で、前年比73件増加となっておりまして、ストーカー事案の相談件数は151件で、前年に比べまして25件減少ということになっております。

以上でございます。

○当山勝利委員　分かりました。

件数的には減少傾向かどうかはちょっと分かりませんけれども、横ばいと見るか。そこをこの582ページの効果の中に、職員の方々が配置されて対応されているということですが、全ての署には配置されていないわけですよね。どうしてもＤＶとか、そういうのは細かな対応が必要だと思うので、私としては各署の全てに配置すべきだと思うんです。予算の関係もあるとは思うのですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

委員御指摘のあった部分というのは、人身安全対策の対応要員ということで、支援要員みたいな形で必要な警察署に配置しております。今現在配置しているのが那覇、浦添、宜野湾、沖縄、うるまということで５警察署に配置していますけれど、負担の大きいところに優先的に配置していますけれど、委員御指摘のとおり、やはり各署に配置するほうがやはり対応できるというところもございますので、増員に向けて検討してまいりたいと思っております。

○当山勝利委員　このＤＶ、ストーカー、いつどこでも、すぐ対応しなければいけないという事案だと

思いますので、ぜひ各署にいたほうがいいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○西銘啓史郎委員長　大田守委員。

○大田守委員　主要施策の成果報告書の584ページ、お願いいたします。

子育て支援ですけれども、その中でスクールサポーターがありますけれども、そこは15名で24校を見ているという形で出ているんですが、その学校のほうは問題があって配置すると思うんですよね。その24校は全て警察が見てやるんでしょうか。それとも、現場の声で指定するんでしょうか。

○垣花聡生活安全部長　スクールサポーターにつきましては、教育現場の声も聞きながら、非行が進んでいるというか、ちょっと荒れている学校に配置していただきたいという要望をかなり受けておりまして、その中で教育現場とも話をしながら、警察のほうで重点的にこの学校に配置しようみたいな形で選定をして、重点的に配置をしているというところでございます。

○大田守委員　それであれば、15名で24校ということは、１人で２校、複数持って対応している方もいらっしゃると思うんですよね。そこの現場の対応能力というのは、どのような現状なんでしょうか。

私もちょっとそういう問題のある学校のほうで、昼間に見回ってくれないかということで行くと、やはり少し手に余っているなという気がするんですよ。そういった方々が、もう１校また別に持っていらっしゃると。そうなってくると、週に何回かしか来れないと思うので、そういった形で過重となっていないかなという気がするんですが、そういった声はありませんか。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

委員御指摘のとおり、確かに１人のスクールサポーターが複数校を持っているというところもございます。１人１校というのがいいのかなという気もしますけれど、やはり人数が限られていますので、そこは重点を絞りつつというところでありますけれど、引き続きまたスクールサポーターのほうも、教育現場からの要望というか、配置してほしいという意見を非常にいただいていますので、そこら辺も含めて、ちょっと検討してまいりたいと考えております。

○大田守委員　基本的には、必要とする学校に１人ずつの配置のほうが、私はいいと思います。もし、予算的に15名とか16名しかできないのであれば、予算を増やすという方向性もあると思うんですが、その点に関していかがでしょうか。

○垣花聡生活安全部長　お答えします。

その辺も含めて予算の関係もございますし、人数の関係もございますけれど、そこら辺も含めて、ちょっと研究、検討してまいりたいと思います。

○大田守委員　警察ＯＢが主体となっておりますという話も聞いているんですけれどもね。そういった中で、なかなか人数が集まらないという現状もあるんではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○垣花聡生活安全部長　お答えいたします。

現状、今、人数的には不足しているということではなくて、警察職員ＯＢがスクールサポーターを担っているところです。過去、教員、教職員のＯＢの方とかの配置になっていることもあったというのを聞いておりますので、警察職員のＯＢで成り手がいらっしゃらないと、いないということであれば、そこら辺の部分も選択肢に入れながら、スクールサポーターが欠員にならないように考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○大田守委員　本部長、先ほど成り手も十分いらっしゃるというお話ですし、そうであれば、15名で24校ではなくて本来24名必要だと思うんですよね。

やはり私はこの予算の問題ではないかなと思うんですけれども、その点は、行政のほうに予算の申請、増額申請を行うという予定はありませんでしょうか。

○小堀龍一郎警察本部長　スクールサポーターにつきましては、大変現場で学校と警察のかけ橋、あるいは自ら少年非行に取り組んでいただいて大変効果的なものだと思っております。人数につきましても、もちろん必要な数をこれからも不断の見直しを行いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　私のほうからは、令和６年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書の14ページから質問したいと思います。出納事務局に質問いたします。

一般質問でも上げさせていただいたんですが、基金の運用収益についてであります。令和６年度は、令和５年度と比べて116.6％、9217万円増加しているということで、その主な基金運用の内容をお聞かせください。

よろしくお願いします。

○仲間秀美会計課長　お答えします。

令和６年度の基金における債券運用は５基金において行っており、運用額は総額で約111億6698万円、運用益は約8141万円となっております。

基金ごとの内訳としましては、まず一つ目ですが、市町村振興資金貸付基金において７億円を運用し、運用益は約372万円となっております。２つ目ですが、産業振興基金において、約64億853万円を運用し、運用益は約6479万となっております。３つ目に、中山間地域ふるさと農村活性化基金において、約９億6899万円を運用し、運用益は約509万円となっております。４つ目に、森林整備担い手対策基金において、約9974万円を運用し、運用益は約41万円となっております。５つ目ですが、子どもの貧困対策推進基金において、約29億8972万円を運用し、運用益は約739万円となっております。

以上でございます。

○宮里洋史委員　ありがとうございます。

５基金あるんですけれども、これは、いずれも令和６年度以内、１年未満の運用ということで間違いないでしょうか。

○仲間秀美会計課長　お答えします。

債券ですので、期間は１年ですとか、５年、10年という中長期の期間となってございます。

○宮里洋史委員　このように債券運用を行うことで、収入が上がることはもう明確化されているかと思います。やはりこれの統合が難しいとは思うんですけれども、過去、この運用方針に関して、こういった令和６年度の実績も踏まえて検討した経緯とか、今後、このような検討をしているというものがあれば教えてください。

○仲間秀美会計課長　お答えします。

過去に、一括運用について意見交換レベルでの話というのは、総務部と出納事務局のほうであったと聞いております。

すみません、もう一つ、先ほどの答弁の訂正なんですが、１年の債券運用はないということで、５年だとか、10年とかとなっております。

○宮里洋史委員　質疑は以上になりますけれども、この項目について総括質疑で上げさせてください。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から宮里委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　知事に対して、この基金の運用、そして今後の見通しというか、見解について聞きたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起内容については、本日の質疑終了後に協議いたします。

○西銘啓史郎委員長　徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　公安委員会について質問したいと思います。

令和６年度主要施策の成果の部分の571ページ、よろしくお願いします。交通環境の整備のところをお聞きしたいと思います。

県警として信号機整備予算を県に対して、これまでどのような形で要望しているのかお聞かせください。

○東濵貴大交通規制課長　お答えいたします。

信号機の設置につきましては、要望を受けた各警察署が信号機設置の指針に基づき、事故の発生状況、交通量、交差点の形状、隣接する信号機との距離などを調査の上、警察本部に上申を行っております。

警察本部においては、各警察署からの上申を取りまとめ、調査の結果などを総合的に審査して設置場所を決定しております。

以上でございます。

○徳田将仁委員　休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員から、予算の要望をどのように行っているかについて答弁するよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

東濵貴大交通規制課長。

○東濵貴大交通規制課長　失礼しました。

お答えいたします。

予算の要望につきましては、信号機のほか、標識とか、あと道路標示であったり新設以外の更新など様々な事業がございます。それらの事業に要する経費を積み上げて県に対して要望しております。

以上でございます。

○徳田将仁委員　市町村からの要望があっても、これまで予算不足で対応できないケースが多いと思うんですけれど、県警としての見解を伺いたいと思います。

○東濵貴大交通規制課長　お答えいたします。

全ての要望に対応できていないことは承知しておりますが、信号機の設置要望のほか、標識や道路標示であったり、新設以外にも更新など様々な事業

がございますので、これらの事業を限られた予算の範囲内で行っているというところでございます。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員より、信号機の設置に係る予算要求が足りていないのではないかという趣旨の質問であると指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

東濵貴大交通規制課長。

○東濵貴大交通規制課長　お答えします。

県警察としましては、必要性があるところにつきまして審議、吟味した上でそれを要求しているというところであります。

以上でございます。

○徳田将仁委員　令和６年の信号機の要望件数と設置数をお願いします。

○東濵貴大交通規制課長　お答えいたします。

令和６年度の市町村や自治会等各地域から上がった信号機の新規設置要望は20件ございまして、各警察署において交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状などを調査分析して、警察本部に上申されたものが16件ございます。

警察本部では、これらの上申を受けまして、真に必要性の高い場所を総合的に判断し、５か所に信号機を設置しております。

以上でございます。

○徳田将仁委員　どのようなプロセスで、この審査の優先順位づけを行っているのか、お願いします。

○東濵貴大交通規制課長　先ほども答弁いたしましたが、信号機の設置については要望を受けた各警察署が信号機の設置の指針に基づきまして、事故の発生状況、交通量、交差点の形状、隣接する信号機との距離などを調査の上、警察本部に上申を行っております。

警察本部では、その各警察署からの上申を取りまとめて調査の結果などを総合的に審査し、設置場所を決定しているという状況でございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員から、信号機の設置場所の決定に関しては予算がないからやらないのか、指針にそぐわないからやらないのか答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

山内敏雄交通部長。

○山内敏雄交通部長　お答えいたします。

まず、信号機の設置に関してなんですけれども、当然、各警察署から、先ほどの数字で言いますと16件の上申が上がってきて５基を設置したということになりますけれども、中には道路管理者といろいろ協議をしまして、いわゆる道路管理者側の、例えばハンプという凸凹をつけての安全対策を行ったり、それから、ラバーポールといって、いわゆるビニール製のパイプをつけてきれいに安全対策をやってクリアするケースもあります。他方で、これは全ての予算が信号機に設置するための予算ではなくて、今、既存、いわゆる建てられている信号機の改修であったり、さらには道路標識の改修であったり、また、新設であったりということで、様々な予算に充てられていますので、全てが全て要求どおりつくとも限りませんし、さらには、我々も優先順位をつけて信号機の設置を検討しておりますので。他方で、毎年毎年新しい道路ができます。そうしたら道路環境も変わりますので、当然その優先順位も変わってくるというような状況もありまして、様々なことを勘案しながら、信号を毎年度、毎年度、設置要請についていわゆる予算の積み上げ等を行っている状況であります。

以上です。

○徳田将仁委員　市町村や警察署から要望を受けて、設置に至っていないケースは最長で何年とかあるんですか。

○東濵貴大交通規制課長　お答えいたします。

警察署において引き続き設置が必要であると判断した場合は、改めて次年度に上申されるようなケースもございますが、記録が残っている令和４年以降の３年間において、同一の信号機で最も上申回数の多いものは３回、つまり３年間、上申が続けて行われているという状況でございます。

以上でございます。

○徳田将仁委員　じゃ３年後には、その要望はなくなるということでよろしいですか。

○東濵貴大交通規制課長　複数回、上申されているにもかかわらず、設置されないのかということだと思いますが、信号機の設置につきましては、その年度ごとに各警察署からの上申を受けて、その様々な状況等を検討しつつ、優先順位をつけて決定しております。

ただ、上申されたからといって必ずしも回数が多いこととかが、設置につながるものではなくて、その年度ごとに新たにまたゼロベースで、こちらとして優先順位をつけているというような状況でござ

います。
　以上でございます。
○徳田将仁委員　今、いろいろな話を聞いている中で、何でもかんでも要望を受けたからといって信号機は造ることができないという中で、指針とかいろいろあるとは思うんですけれど、その指針が、今、僕がどうなのかというのは細かい内容は分からないにしろ、例えば事故が起きたからここの優先度を上げようという前に、そうなる前にみんなは市町村は要望しているんですよ。そこで事故があるから優先順位が高いというのがちょっと分からなくて。安全確保の観点から、県警として予算要求をもっと増額したりというのは、やらないといけないのではないかなと思うんですけれど、そこら辺はどう考えていますか。
○山内敏雄交通部長　確かに委員がおっしゃるような部分もあるんですけれども、基本的に先ほども話したように信号機の設置だけではなくて、設置をした場合には当然ランニングコスト、さらにはまた、経年劣化に伴う補修であったり、今、実際についている既存の信号機等についても補修をしなければいけない部分とか、標識についても予算全体の必要性を踏まえた上で予算要求を行っているというようなことであります。
　以上です。
○西銘啓史郎委員長　島尻忠明委員。
○島尻忠明委員　取り下げます。
○西銘啓史郎委員長　呉屋宏委員。
○呉屋宏委員　今の571ページ。私はこの１年、随分交通規制課にお世話になって、いろいろなところの改善をやってきた。僕は信号があるからどうのということよりも、信号の時間を少し延ばしたらもう少し渋滞が解消されるんじゃないかとか、あるいはセンターポールなどを少し調整することについて、４件ほどこの１年でお世話になってきたんですね。本当に頑張っていただいた県警の皆さんにはお礼も言いたいし、こういう調整というのは年間会議があるんですか。
○東濵貴大交通規制課長　お答えいたします。
　これらの渋滞の対策についてでございますが、沖縄総合事務局が主催となって開催されています沖縄地方渋滞対策推進協議会がございまして、その中で主要な渋滞箇所のリストを作成するなどして対応しています。ちなみにですけれども、令和６年度における渋滞の箇所の数については、一般道が166か所、高速道路が３区間となっております。同会議では、道路管理者や交通管理者などが渋滞の改善について方策を検討しておりまして、渋滞などに関する総合的な改善の推進を図っております。
　県警察としましては、今後も関係機関と連携して渋滞対策にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。
　以上でございます。
○西銘啓史郎委員長　島袋大委員。
○島袋大委員　ないです。
○西銘啓史郎委員長　以上で公安委員会、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局関係決算事項に対する質疑を終結いたします。
　説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
　休憩いたします。
　　（休憩中に、執行部退席）
　午後４時52分休憩
　午後５時13分再開
　　（休憩中に、総括質疑の説明）
○西銘啓史郎委員長　再開いたします。
　次に、決算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。
　それでは、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。
　まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から改めてその理由の説明をお願いいたします。
　なお、提起理由の説明の順番につきましてはお手元に配付してあります総括質疑委員会協議用の順番でお願いいたします。
　また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いいたします。
　まず、項目の１の臨時財政対策債の借換えについての提起理由について、宮里委員よろしくお願いします。
○宮里洋史委員　臨時財政対策債の借換えについて総括質疑に上げた理由は、今年３月の令和７年度新年度予算のときに、増額修正が行われて、可決されて争わないという状況になりました。同じ内容の部分であります。
　今回、予算審査の中では予算額の115億円を全額借り入れたとありましたが、当初予算のときに予算額ではなくて、最大の借換額は幾らだったのかという部分も、まだ確認しないといけない部分があったので、沖縄県の財政運営上、確認すべき事項かなと思って、総括質疑に上げさせていただきました。
　以上です。

○西銘啓史郎委員長　続いて宮里洋史委員、２項目もお願いします。

○宮里洋史委員　今回この２項目は、２つの内容がありまして、まずは委託料をお支払いしていたワシントンコア社なんですけれども、ＤＣオフィス社が去年６月の秋頃に存在していることが分かって、そのＦＡＲＡ報告では、そのＤＣオフィス社が支払っているという報告をアメリカにしているんですけれども、実際は委託料の中に全部入っていたという答弁で報告を受けています。

このワシントンコア社が委託料として、そのお金を受け取っていいのかどうなのかの部分がはっきりとされていない。要するに、領収書の名義というよりも実態として使っているのは違うし、その実績報告を県の当局は受けていないと言っているんですね。例えば、追加で払い込む資本の部分だったりとか、そういったことで委託料を支出することができることなのかというのが１点目と、県とワシントン駐在問題調査検証委員会では非弁行為を指摘されていました。非弁行為に対して、この委託料を支払うこともまた疑義があるというよりも、できないことではないのかなというところなので、総括質疑で挙げさせていただきました。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　それでは、11番目まで全部通して提案理由の説明を各提起の委員にお願いしたいと思います。

３番目、呉屋宏委員、お願いします。

○呉屋宏委員　特別会計の監査の在り方というのはどこから出てきたかというと、宜野湾港マリーナなんですよね。21年間、一般会計から繰り入れしていて、今年の２月予算審査のときに問題になったもので、これは監査委員が監査する話ではないということがはっきりしたんですよ。だから、監査委員事務局のときに質問できないんですよ。この包括監査なんだけれど、なぜ21年間も包括監査でこれが問題にならなかったかというところもある。その監査の在り方というのは、体制を整える必要があるだろうと思っているので、これは部局がやるというんだけれど、部局がやっていないからこのようになっているんであって、そこの問題点を提起したいということなんですよね。

○西銘啓史郎委員長　次、４点目お願いします。

○呉屋宏委員　この消防防災の在り方なんだけれども、これ実は離島の石垣市長が反対している理由は、全ての消防防災理念は最初から最後までの計画がないと。石垣には石垣の、防災でどうするのという答えが出ていないということ。それと、４番目に運用の問題でうるま市が問題にしているのは、実は全体で９名を各消防から取るというんだけれども、これは昼の運用でしかないんですよね。この消防の所属はどこになるのかということもはっきりしていないということで、うるま市長は問題にしているわけですよ。消防防災事業に問題はないわけですね。だからこの運用がはっきりしていない中で、全体的に計画がよくないものですから、これをどうするかということで全部を明らかにしたいということです。

○西銘啓史郎委員長　続いて、高橋真委員。

○高橋真委員　収入未済額の管理の在り方と今後の体制の改善ということで、これは北部合同庁舎へ入居した売店の事業者から管財課のほうでしっかりと管理ができていなかったということでありました。

管理ができていないだけではなくて、その後の対応も不備がいっぱいありましたので、しっかりと改善を求める。そしてまた、再発防止を図る意味で知事の見解をお伺いするということを総括に上げさせていただきました。

○西銘啓史郎委員長　続いて、徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　私は、この平和啓発に関する各種事業の統合の必要性とワシントン事務所の経営、連携不足についてなんですけれど、同一の目的、そして同一の手段で、各課にわたって重複しているというところが、やはり大きいと思うので、今回これを出させていただきました。

そして、ワシントン事務所の連携不足についてなんですけれど、これは知事公室だけではなくて、今回総務部にも同じような事業があって、そこでワシントン事務所を活用できていない事業、ワシントンで事業をするにもかかわらず出先機関であるワシントン事務所を活用していないというところから、やはり、様々な観点でワシントン事務所との連携不足についても、知事にお聞きしたいなと思って、総括質疑に上げさせていただきました。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　続いて、島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　７番目、ワシントン駐在活動事業の成果。この文言のとおりで、その成果、いろいろ疑義がある中で、今、徳田委員からもありましたけれど、その前にほかの事業に従事している皆さんも、そういう事情があったらその対応にあたったのだけれど、そこの主たる事業の予算執行がままなら

ず、逆に疑義があるところで事業を一生懸命やってあげたのかなという件もあります。基本的には、今、百条委員会で証人喚問もやっている中で、ここで成果を上げられるのか。疑義がある中で仕事をしたのかというのが疑問ですので、そこについて総括質疑をしたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　続いて、渡久地修委員。

○渡久地修委員　書いてあるとおりですけれど、４月から実質上ワシントン事務所を閉めていますけれども、それに伴って、どのような支障が出ていると知事は感じているか。これについて、知事は、いつ、どのように再開しようと思っているのか、知事本人にお聞きしたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　続いて、当山勝利委員。

○当山勝利委員　この件に関しては、米軍基地の負担軽減がなかなか進まない中にあって、日米の軍事強化であったり、自衛隊の基地負担であったりが、逆に増しているということがあるので、そこら辺、基地負担の軽減に向けて、知事がどのように考え、取り組もうとしているとかということを総括質疑させていただきます。

○西銘啓史郎委員長　続いて、大田守委員。

○大田守委員　知事が訪米しております。また、ワシントン事務所も、知事訪米のための事務所だという話も聞いております。しかし、なかなか基地軽減負担にはつながっていないですよね。そのことについて、ちょっと成果等があれば聞きたい。もしなければ、やり方が別にあるのかどうか、そういったのをお聞きしたいです。

○西銘啓史郎委員長　続いて、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　11番、基金の運用状況と今後の見通しについて。今後、基金の運用は大変重要な事項になってくると思いますので、今後、各特別会計上でやっていた基金の運用を一括化する議論を進めるかどうかも含めて、知事の見解を伺いたいです。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　分かりました。

先ほど休憩中に事務局から説明しましたけれども、この総括質疑については採決は行いません。

そして、この後、反対意見がある場合には、反対意見も併せて報告することになっていますので、全て決算特別委員会に報告をさせていただきます。

今の提起理由の中で反対意見がありましたら御発言をお願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

では、意見なしと認めます。

以上で総括質疑に係る提起理由の説明と、反対意見の表明がなかったので、終結をいたしたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、総括質疑について協議）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては決算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いします。

（「提案なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書等の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月16日木曜日正午までにタブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することになっていますが、各常任委員会で提起されている総括質疑候補の一覧については、先行して、明日15日水曜日の午前中までにタブレットへ掲載する予定となっております。

また、決算特別委員の皆様は、10月17日金曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　西　銘　啓史郎